

## 1910年代のハワイにおける性管理\*

— 日本人売買春の衰退と管理売春廃止をめぐる議論を中心に —

大原関 一浩

### はじめに

19世紀中頃からハワイでは、指定地区イヴィレイ (Iwilei) において売買春が地元の官憲により黙認されてきたが、1900年にハワイが合衆国に併合されると、連邦政府が取締りを始め、警察による管理体制と日本人売買春が動揺した。そのプロセスについて以前検討した<sup>1)</sup>。この論考では、その後、管理売春の象徴であるイヴィレイの「柵地」(Stockade) が再開された1904年末から10年代にかけて、合衆国本土で連邦政府による外国人売買春の摘発が厳格化するなかで、ハワイにおける日本人を含む外国人売買春と、州レベルでの性管理体制をめぐる議論がどのように展開していったのか、検討する。ハワイにおける日本人売買春や性管理体制に関する先行研究では、新聞記事や改革派団体の記録が分析されてきたが<sup>2)</sup>、本稿は、ハワイ準州裁判所の記録 (刑事裁判)、合衆国連

---

\* (謝辞) 本研究は、JSPS 科研費 JP19K12622 の助成を受けたものです。

1) 大原関一浩「併合後のハワイにおける性管理 — 性管理体制の成立と準州・連邦政府による日本人売買春の摘発 —」、『国際文化論集』34巻2号(2020)、227-79頁。  
2) Richard A. Greer, "Collarbone and the Social Evil," *Hawaiian Journal of History* 7 (1973): 3-17; "Dousing Honolulu's Red Lights," *Hawaiian Journal of History* 34 (2000): 185-202; Joan Hori, "Japanese Prostitution in Hawaii during the Immigration Period," *Hawaiian Journal of History* 15 (1981): 113-24; 宮本なつき, 「必要悪か社会悪か? : 20世紀転換期ハワイにおける売買春をめぐる状況」『移民研究年報』19(2013)、39-49頁。

邦地方裁判所および第9控訴裁判所の記録（刑事裁判・人身保護請求裁判）などを活用し、地方と連邦レベルの法律が外国人売買春に対してどのように作用したか、そして日本人周旋者・売買春女性がどう法律を利用したか、という点に注目する<sup>3)</sup>。この分析を通じ、連邦政府と準州政府の関係、軍隊と地元官憲の関係、現地の人種関係など、ハワイにおける管理売春廃止をめぐる多様な論点を明らかにし、ハワイの特殊性（日本人の中心的役割・軍隊との関係・産業構造など）を示したい。本稿はハワイに焦点を絞った研究であるが、いくつかの地域（日本・ハワイ・合衆国本土）と研究分野（日本人移民史・売買春と性の歴史・ハワイ政治社会史・革新主義時代アメリカの社会運動史など）にまたがるテーマを扱うので、歴史研究におけるトランスナショナルや比較の視点の有効性についても最後に検討したい。

## 1. イヴィレイ再開後の管理売春反対運動の再燃（1905年～）

1904年12月、イヴィレイ地区で管理売春が再開すると、売春に従事する女性たちは、定期的な検査を受け、医師による検査証明書が発行された<sup>4)</sup>。これを機に、管理売春反対運動がハワイで再び高まった。1905年1月、ホノルル市内のキリスト教牧師を中心に、政治家・教育家による市民連合（Civic Federation）が組織された。メンバーには、1900年以來、管理売春反対運動をけん引してきたリチャード牧師（Theodore Richards）、ハワイ準州司法長官アンドリュース

---

3) 裁判記録における被告と女性の個人名は、本人とご家族への影響を配慮し、偽名を使う。ただし、すでに出版された新聞や先行研究で本名が使われている場合は、そのままにした。

4) 1905年、改正ハワイ法（Revised Laws of Hawaii）により「売春による悪徳と病気を軽減する条例」（Act to Mitigate the Evils and Diseases Arising from Prostitution）（1860年）の継続が確認され、管轄が警察（Sheriff）から衛生局（Board of Health）に移管。しかし、警察との協力関係は続き、1907年、衛生局が検診を受けた女性にカードを発行し始め、持ってなければ警察は女性を「浮浪罪」で逮捕する形ができた：Greer, "Collarbone," 8.

(Lorrin Andrews), 日本で宣教活動に従事したスカダー牧師 (Dremus Scudder) などもいた。その役員たちは「15人委員会」(Committee of Fifteen) と称され、これは、当時ニューヨーク市で売買春撲滅をめざし活動していた同名の市民組織「15人委員会」をモデルにしていたと思われる。同会の発行した書籍『*The Social Evil*』や、アメリカ医学会の発行誌などに依拠しながら、ニューヨークやパリの事例を引き合いに出し、「衛生」や「科学」の観点から、管理売春による性病管理・治癒の限界を説明する、というスタイルをとっている。それまでは、道徳的視点から、あるいは「文明」言説を用いて管理売春を批判することが一般的だったが、この時期以降、「科学」的な言説を用いたアプローチが顕著になる。1905年に発刊された調査報告書のなかで委員会が強調したのは、管理売買春下では性病の蔓延を防ぐことはできず、既婚女性に感染が広まり、私娼が増加するという点である。結論として、管理売春の法的根拠になっていた1860年の「売春による悪徳と病気を軽減する条例」(“Act to Mitigate the Evils and Diseases Arising from Prostitution”) (以下「軽減条例」) を廃止し、売買春と付随する行為を禁じる既存の法律を徹底して施行することを警察に求めた。また同時に、教育活動を通じて若い人々に「科学的な」衛生知識を広める重要性も説いた<sup>5)</sup>。

1901年にイヴィレイが閉鎖されるまでは、柵地 (Stockade) における売買春が中心だったが、1904年末に再開されてからは、柵地だけでなく、その周辺一帯を含む地域で売買春が行われ、黙認されていた。以下の図は、1906年に火災保険会社が作成した地図に、売買春が行われていた場所を追記したものである：

---

5) Civic Federation of Honolulu, *Report in Reference to Proposed Government Regulation of the Social Evil* (Gazette Publishing Co., April 1905), 1-20。この中で引用されている書籍は、Committee of Fifteen, *The Social Evil: With Special Reference to Conditions Existing in the City of New York* (G. P. Putnam's Sons, 1902) である。

図1. イヴィレイ地区で売買春が行われていた場所とその周辺



〔出典〕 Monsarrat, M. D., "1906 Map25," *UHM Library Digital Image Collections*, accessed April 15, 2020, <https://digital.library.manoa.hawaii.edu/items/show/23596>. 売買春の宿は、メインのストリート沿いにあり、周辺には工場も多く、労働者の生活空間と重なっていた。右下の地所は「磯井ブレイス」と呼ばれ、磯井がリースし、女性たちに部屋をサブリースしていた場所で、イヴィレイにおける日本人売買春の中心地の1つだった。1908年8月のインタビューの時点で、磯井は、過去3年半この地所をリースしていたというので、この地図が作られた時点では、彼がリースして運営していたはずである。1908年末に磯井が逮捕された後、「牧野ブレイス」と名を変えて、他の日本人によって引き継がれ、安宿と売春宿の経営が続いた。

1908年に発刊されたスウィング牧師 (E. W. Thwing) による報告書には、1907年9月時点で、イヴィレイには128名の売買春女性があり、日本人117名・プエルトリコ人8名・フランス人3名とあり、再び日本人が売買春産業の中心的な担い手となっていたようだ<sup>6)</sup>。

管理売春反対運動のもう一つの中心は、1900年のイヴィレイ柵地の設立以降、管理売春反対運動をけん引した牧師連合 (Ministerial Union) である。この時期は、スウィング牧師を中心に活動しており、彼は1908年に管理売春を批判する報告書 (前述) を発刊している。この中で、1900年の柵地建設以来の管理売春反対運動、特にコーリー牧師 (Albert Cory) の演説や、連邦地方裁判所判事

6) E. W. Thwing, *Shall Honolulu Continue to Oppose Public Vice?* (1908), 9, Hawaii Mission House Archives.

エステイ (Morris Estee) のコメントを引き合いに出しながら、またニューヨークの15人委員会の立場にも言及しながら、必要悪としての管理売春の存在を否定する。市民協会と同様に、すでに存在する条例 (3161条・3162条) や連邦法 (「姦通」を罰する1882年法・1887年法 [エドモンド法]) を厳格に施行すれば管理売春の「悪徳」はなくなる、という考えで、新しい法律の成立は提案していない<sup>7)</sup>。さらにスウィング牧師は、『*Hawaiian Star*』誌 (以下本文では『*Star*』) へ手紙を寄稿し、警察が売春関連法を施行しないこと、衛生局が正しく性病の罹患率を把握していないことを批判した<sup>8)</sup>。さらに彼は、合衆国司法長官ボナパルト (Charles Bonaparte) に請願書を送り、エドモンド法による売買春の取締りを徹底するよう求めた。しかしボナパルトは、連邦法による刑事起訴を担当するホノルルの連邦地方裁判所の検察官ブレコンス (Robert W. Breckons) に対して、「司法省の意見としては、純粋な地元の関心との関連でエドモンド法が適用されるべきではない」と伝え、「この件は全く地元の関心ごとであり、地元の官憲により対処されるべきというあなたの意見に同調します」と加えた。スウィング牧師にも「地方検事に伝えたこと以上のことはできない、というのが私の意見です」と回答した<sup>9)</sup>。基本的には、売買春の管理は州の管轄であり、恣意的な連邦法の適用はできない、という姿勢である。

地元新聞も、管理売春反対運動の高まりにおいて重要な役割を果たした。1902年に革新系の新聞『*Honolulu Republican*』が廃刊となったあとは、『*Evening Bulletin*』 (以下『*Bulletin*』) と『*Hawaiian Star*』 (以下『*Star*』)、1912年以降は『*Honolulu Star-Bulletin*』 (以下『*Star-Bulletin*』) が、管理売春に批判的な記事や社説を数多く掲載していく。管理売春が再開された後、特に1905年以降は、警察と業者の収賄に関するいくつかの事件を詳細に追っている<sup>10)</sup>。

7) Thwing, *Shall Honolulu*, 1-16.

8) “Enforce the Law,” *Hawaiian Star* (以下脚注では HS), April 2, 1908, 8.

9) “Bonaparte Turns Rev. Thwing Down,” *Evening Bulletin* (以下脚注では EB), April 28, 1908, 3:30 Edition, 6.

10) 1906年11月、イアウケアが警部に選出され、それが性産業に関わる人々 (酒場のオーナーや賭博師) に支持されていると『*Evening Bulletin*』は報道した: “Red Light moralists Approves,” EB, November 9, 1906, 4.

スウィング牧師が管理売春を批判した1908年の前半は、管理売春をめぐる意見が激しくかわされ、警察の対応も振り子のように右へ左へと動いた時期だった。1908年の7月に米国艦隊「グレート・ホワイト・フリート」(Great White Fleet)がホノルルに寄港することが決まり、海兵隊と売買春の問題に地元民の関心が向かった。牧師連合の批判を受けて、4月7日、オアフ郡保安官イアウケア(Curtis P. Iaukea)は、イヴィレイで大検挙を行い、管理売春はひとまず停止した。しかし、5月20日、ホノルルの市民1,000名以上の署名のついた請願書がイアウケアに寄せられ、売買春女性が市中へ拡散し、兵士たちが居住区を歩きまわり、一般市民の女性たちに危険が及んでいることが指摘され、売買春女性たちを1か所に移動することが求められた<sup>11)</sup>。しかし、この請願に対してイアウケア保安官は、法の徹底的な運用については注意が必要である、と回答している。もし売買春が行われている家屋の主(所有者)を州刑法違反で告訴すれば、「いくつかのとても著名な会社(の経営者)を含む」一般の人々に告訴状を送ることになる、と警告した<sup>12)</sup>。イヴィレイの売春宿の土地や家屋の主は、経営者とは別の一般市民であることがしばしばあった。法律を厳格に施行すれば、多くの会社経営者が摘発され、処罰される恐れがあったのである。イアウケアは、7月上旬の牧師連合との会合では、売買春の行われる家屋の所有者を摘発する必要性を確認し、実行する予定だと述べたが、「このコミュニティで最も著名な人々」を処罰することになると警告した<sup>13)</sup>。彼は翌日、地主たちに対し丁寧な手紙を送り、彼らの地所で売買春が行われていることを通知し、それを禁じる法律が存在することに注意の喚起を促している<sup>14)</sup>。

イアウケアが業者と利権者を気遣うのは、彼が賄賂を受けていたからでもあ

---

11) "Want Police to Regulate Evil," EB, May 15, 1908, 1-2; "Petition Reach Sheriff Iaukea," EB, May 20, 1908, 1, 4.

12) "Iaukea Outlines His Attitude," EB, June 18, 1908, 6; "Crusade May Have Serious Results," EB, June 26, 1908, 1, 6.

13) "Property Owners Will Now Be Prosecuted," *Pacific Commercial Advertiser* (以下脚注ではPCA), July 7, 1908, 9.

14) "Sheriff Iaukea Pursues Owners," HS, July 8, 1908, 1; "Iwilei Property Owners Notified," EB, July 8, 1908, 1.

る。この収賄事件の調査委員会で、日本人売買春の中心地「磯井プレイス」の経営者である磯井利吉が証言している。それによれば、4月7日にイヴィレイが閉鎖された後、イアウケアが彼を訪れ、100ドルの「ローン」を依頼したという。また後日、イアウケアは、警察の通訳をつとめるタウンゼンド (Edward Townsend) を通じ、さらに1,500ドルを磯井に要求した。しかし、磯井の妻チセが、連邦地方検察官ブレコンスに賄賂の100ドルの小切手を見せてしまったことをきっかけに、この件が警察署長テイラーの知るところとなった。結局1,500ドルの賄賂は行われなかったが、イヴィレイは6月15日に再開し、7月22日に再度閉鎖される<sup>15)</sup>。イアウケアは、法を執行する立場を利用し、売春宿の継続を求める経営者としてしばしば面会し、売買春を容認する態度をほのめかしながら、賄賂を要求していたのである。

後日、イアウケアは、『*Bulletin*』の取材に対し、「個人的には（イヴィレイで売買春が許容されることには）賛成です。それは、どこかの場所を（売買春のために）確保しておくということですが、法律は施行せざるをえない、ということです」と答え、7月中旬に米艦隊がハワイに寄港した際も、「この船の船員たちを逮捕することを好みません、そうすれば、我々が意図することと反対のことが起こるからです」と、売買春が禁じられることによる弊害を考慮し、兵士の買春は許容されるべきという態度を隠そうとはしていない<sup>16)</sup>。管理売春反対派は、警察の汚職の摘発を準州巡回裁判所に求め、大審院はその調査を行なったが、起訴するべきでないという報告書を提出した。これについて、管理政策に批判的な『*Bulletin*』誌は「それは古くからあるホノルルの話である」と官憲の態度を批判した。イアウケアの擁護者を「非アメリカ的」と呼び、彼らの態度は「正しい政府の原則に反する」ものとした。「売春から利益を得るバーのオーナーから賄賂をもらう警察署長をニューヨーク市がどれくらい許容するだろうか」と、本土と比べて性に寛容なホノルル社会の態度を批判した<sup>17)</sup>。

15) "Testimony before Supervisors in Investigation of County Sheriff," EB, August 29, 1908, 11.

16) "W. A. Kinney Offered to Take Up Note," EB, September 7, 1908, 7.

17) "Moralists and Red Light Notes," EB, August 12, 1908, 4.

## 2. 連邦政府の政策：1907年・1910年の移民法改正と日本人売買春の衰退・地下化

準州および市当局の売買春に対する寛容な態度と比べ、連邦政府は、1907年・1910年に移民法が改正されるこの時期、より積極的に外国人売買春を摘発し始めた。以下の節では、連邦地方裁判所の裁判記録を分析し、外国人売買春がどのように起訴されたのか、彼らがどう反応したのか、具体的な法の作用と利用について検討する。

### 2.1. 日本人周旋者に対する刑事起訴（1908～09年）

19世紀末以降、外国人によって売買春に勧誘される白人女性たち（「白人奴隷」と呼ばれた）が合衆国のメディアで大きく扱われ、この問題について市民の関心が高まるなかで、外国人周旋者を罰する動きが連邦政府内で強まった。移民局（Bureau of Immigration）は1891年以降、移民管理を統括し、長官のサージェント（Frank P. Sargent, 任期1902～08年）とキーフ（Daniel J. Keefe, 任期1908～13年）はともに、移民と売買春の関係を問題視し、その取締り強化を推進した<sup>18)</sup>。1903年の改正移民法により、女性を「不道德な目的」のために周旋する行為が処罰の対象として明記され、厳罰化された。さらに、1907年2月に再度改正された移民法により、女性を「不道德な目的」のために周旋する行為に加え、女性を同様の目的のために家屋に滞在させることも処罰の対象になった。さらに、外国人女性が入国後3年以内に売春に従事した場合、国外退去に処することになった<sup>19)</sup>。こうしたなかで、1907年11月から2年間、連邦政府の労働局（Department of Commerce and Labor）により設置された移民調査委員会（Immigration Commission）は、売買春と外国人の関係について、前例のない大規模な調査を行い、本土の各都市に派遣した捜査官たちに調査報告書

---

18) Jessica R. Pliley, *Policing Sexuality: The Mann Act and the Making of the FBI* (Cambridge: Harvard University Press, 2014), 34.

19) Act of February 20, 1907, sec. 3, c. 1134, 34 Stat., 899.



を提出させた<sup>20)</sup>。一方、移民局は、1908年の5月、ハンガリー生まれの捜査官 マーカス・ブラウン (Marcus Braun) を長とする特別捜査官たちを全米に派遣し、現地調査を行った。ブラウンは特に、日本人女性が写真花嫁として入国し売春に従事すること、そして外国人の売買春女性が市民と結婚して送還を逃れていることを問題視した<sup>21)</sup>。ブラウン捜査官の報告を受け、移民局は、1909年3～7月、全米各地の捜査官たちに向けて、売買春女性と周旋者に対して連邦法を厳しく施行するよう命じ、その過程で集めた情報を本部に送らせている<sup>22)</sup>。

ハワイでは、1900年に合衆国の準州に昇格した際、連邦移民法が適用されることになり、それまでハワイ共和国の法律で管理・黙認されていた売買春体制が大きく動揺した。1901年4月から開廷された連邦地方裁判所では、エステイ判事 (Morris Estee) と S. ドール判事 (Sanford B. Dole) による積極的な連邦法の運用により、「姦淫」(fornication) や「姦通」(adultery) などの婚外の性関係を取り締まるエドモンド法 (1882年法・1887年法)、「債務者強制労働」(peonage) を処罰する連邦法 (1867年法)、外国人女性を「不道德な」目的のために周旋することを禁じるページ法 (1875年法)、「共謀罪」(conspiracy) を取り締まる法律、など一連の連邦法を適用することにより、周旋者や組織に対して刑事起訴を継続して起こした。しかし、現行法による刑罰は軽微で、数週間～1年の短期間の懲役が一般的であり、服役後、周旋者たちは仕事に復帰できた。また、前述のように、イヴィレイの売買春が1904年末に地元の警察により再開され、かつての勢いを取り戻していた。

しかし、『*Bulletin*』誌によって暴露された1908年のイアウケア保安官の汚職事件は、こうした地元の体制を切り崩すきっかけとなった。前述のように、賄賂事件に関する調査のなかで、連邦地裁検事ブレコンスは、売春宿経営者の磯

20) この調査結果報告書は、Immigration Commission, *Importing Women for Immoral Purposes: A Partial Report from the Immigration Commission on the Importation and Harboring of Women for Immoral Purposes* (Government Printing Office: Washington, D.C., 1909).

21) Pliley, *Policing*, 37-38.

22) Pliley, *Policing*, 41-42.

井利吉がイアウケアに賄賂を渡していた事実を突き止めた。その後、磯井ほかの業者たちに対して刑事起訴を開始したのである。イアウケアが保安官の選挙には出馬しないと宣言したこと、地元の管理売春反対運動が高まっていたこと、前年に外国人売買春関連の移民法が改正されていたこと、全米で売買春調査が行われていたことなども、ブレコンスが摘発を開始した背景にあったと思われる。

最初の標的になったのは、磯井とその妻チセである。磯井は1905年に大々的に摘発された周旋組織「10弗倶楽部」(Ten-Dollar Club)の創始者だったが、彼が密告者として同業者の情報をブレコンスに提供したことにより、起訴を免れたと言われている<sup>23)</sup>。その後、日本人女性を呼び寄せ、日本人男性と結婚させたのちにヒロで売春を強いた容疑で、1908年の12月、関係する周旋者たちとともに逮捕された<sup>24)</sup>。磯井とチセは、「不道德な」目的のために日本人女性を周旋し売春をさせた罪(1907年移民法・第3節)ほか6つの容疑で起訴された<sup>25)</sup>。また、関係する周旋者5名も同時に起訴された<sup>26)</sup>。起訴に際し、ブレコンスは広範囲な証拠集めを行い、周旋された女性の日々の稼ぎ高を記した会計簿、売春の稼ぎがホノルルにいる磯井夫妻に送付されていた証拠などを入手し、磯井は自ら罪を認めた<sup>27)</sup>。連邦地裁判事S. ドールは、磯井に5年の懲役・1,000ドルの罰金、妻チセに4年の懲役・500ドルの罰金を科した<sup>28)</sup>。それまで

---

23) "Isoi and Wife Arrested," PCA, December 15, 1908, 5.

24) "Japanese Woman Slave Traffic," HS, December 14, 1908, 1; "Notorious Isoi Arrested on Charge of Importing Women," EB, December 14, 1908, 1.

25) Criminal (CM) Case no. 482, 483, 484, 485, 486, Dec. 1908-Apr. 1909, U.S. District Court (Hawaii), Record Group (RG) 21, National Archives and Records Administration (NARA), San Bruno; CM Case no. 487, 488, 489, 490, 491, 492, Dec. 1908-Apr. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

26) Case no. 502, 503, 504, 505, 506, Jan.-Nov. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno; CM Case no. 507, Aug. 1908-Apr. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

27) "Breckons Gathers Strong Evidence," EB, February 3, 1909, 1; "Isoi Pleads Guilty," PCA, February 24, 1909, 6.

28) CM Case no. 482, 487, Dec. 1908-Apr. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

は、周旋で処罰された場合、懲役期間は数週間～1年程度であったので、より重い処罰である。しかし、磯井夫妻は有力な実業家であり、9,000～10,000ドルの保釈金を即時に払えるほどの財力があった<sup>29)</sup>。短い刑期ではすぐ出所して仕事を再開してしまうので、長期間の懲役を科して二人の活動を停止させようとしたのではないだろうか。

売春目的で女性を周旋した者を罰する1907年法・第3節の条項は有効であり、引き続き、検事ブレコンスは起訴を進めた。磯井夫妻の裁判以降、1908～09年の時期、少なくとも17名の日本人が売春周旋の刑事起訴を連邦地裁で受けている。その内、有罪判決となったのは5件のみ。クワタ・スミと小田忠三郎が、それぞれ3年（判決1909年1月25日）と4年（判決1909年3月8日）の懲役となっている<sup>30)</sup>。刑期が複数年にわたるケースはこれら3件であり、罪を認めた場合、3～6か月の懲役に減刑されるケースもあった<sup>31)</sup>。しかし、1908～09年の一連の摘発により、磯井をはじめとする主要な日本人周旋者たちは処罰され、日本人売買春は打撃を受けたと言ってよいだろう。磯井はその後、特赦により2年で出所したが<sup>32)</sup>、売春周旋業には戻らず、パイナップル事業などをやるが失敗。その後病気になり、1916年には「精神に異常を来し」死亡したと新聞で伝えられた<sup>33)</sup>。

しかし、一般的には、周旋の罪で有罪判決を得るためには、時間と労力を必要とした。例えば、イシダ・サタロウは、1909年1月、過去3年以内に入国した外国人女性（妻フミヲ）の売春を幫助した罪（1907年移民法）で起訴された。妻フミヲは、法律が成立する以前（1906年8月28日）に入国したので、周旋者の罪も問われないはずであるが、S. ドール判事は、法律の意図は周旋者を罰

29) 「一万弗と九千弗のボンド」、『日布時事』1908年12月24日、5頁。

30) CM Case no. 497, Dec. 1908, CM Case no. 524, Feb.-Mar., 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

31) CM Case no. 506, Jan, 1909, CM Case no. 527, Feb.-Aug. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

32) 「磯井夫婦特赦」、『日布時事』1911年8月22日、1頁。

33) 「磯井利吉死去せり」、『日布時事』1916年1月28日、5頁。

することであり、女性の入国した時期は「重大ではない」と判断し、裁判を行った。S. ドール判事は、陪審員たちへの指示書のなかで、売春に従事していた当時、イシダとフミヲは同居しており、周囲の日本人周旋者が検挙され始めるとイシダはイヴィレイから逃走し身を隠した、という点を強調し、有罪判決を出すことを促した。しかし、陪審が出した判決は「無罪」だった<sup>34)</sup>。移民捜査官が指摘するように、ドール判事が病気のため裁判が延期され、陪審員たちが膨大な数の証言を記憶できなかったことも理由の1つではあったと思われるが<sup>35)</sup>、法を拡大解釈して適用した点に違和感を覚えた陪審員がいた可能性もある。後日、イヴィレイの理髪店主も、妻フミヲの売春を幫助した罪で起訴されているが、無罪となった<sup>36)</sup>。多くの時間と労力を費やしても、夫や知人に売春を幫助する意志があった証拠を提示するのは困難だった。その点で、1907年の移民法改正による周旋者への影響は限定的だったと言える。

一方、日本人は、合衆国で帰化権を持たなかったが、1908年以前に入国した者の妻は、日米紳士協定（1908年）により入国を許された<sup>37)</sup>。しかし当時、市民の妻として入国権や居住権を主張する外国人売買春女性が危険視されていたこともあり、それに人種差別感が加わり、写真結婚制度を利用した売買春女性の入国を、移民局は注視し始めた。この時期、写真花嫁たちが上陸時に厳しく尋問されたのは、これが理由である<sup>38)</sup>。上陸した後に売春に従事する女性たちを把握するため、ハワイの移民局は、1903年から写真撮影を始めた<sup>39)</sup>。

移民局によるチェックと管理が強化されても、周旋者と女性たちの入国を停

---

34) CM Case no. 507, Aug. 1908-Apr. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

35) 連邦政府官吏の調査報告書は合衆国国立公文書記録管理局（NARA）の Record Group 85 に保管されている。その多くが以下の史料コレクションで再版されている：Immigrant Inspector Richard Taylor to Commissioner-General of Immigration, April 22, 1909, included in Alan Kraut, *Records of the Immigration and Naturalization Service, Series A: Subject Correspondence Files, Part 5: Prostitution and "White Slavery," 1902-1933* (Bethesda, Md.: University Publications of America, 1966), 7 reels (以降 RINS と記す), Reel 1.

36) CM Case no. 540, Apr. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

止する効果は限定的だった。準州のハワイにも紳士協定が1908年から適用され、日本人妻の入国は継続的に認められたので、1907年に周旋に対する法規制が厳格化されたが、「妻」であれば移民官に入国を拒否する権限はなかったのである。これ以降、「妻」の入国権という法的な「抜け穴」を使い入国し、売春に従事する女性が後を絶たなかった。さらに1908年以降、呼び寄せや写真結婚が急増するなかで、1人1人の上陸後の生活を調査し、いつどこで売買春に従事したかを示す証拠を得ることは、多忙な移民局にとって極めて困難だった。

しかし、この頃、合衆国最高裁判所で、1907年法・第3節の合法性をめぐる重要な判決、ケラー判決 (Keller vs. U.S., 1909年4月5日) が下された。これは、1904年、シカゴで売春をする外国人女性に部屋を貸した罪で、宿主のケラーとウルマンが逮捕された。イリノイ連邦地裁では、女性の売春目的の輸入

- 37) 合衆国では家族が神聖視されてきており、植民地時代から「夫の庇護の下にある地位」(coverture) という概念の下、女性は家長の男性に付随する存在で、法的・市民的な主体とはみなされていなかった: Nancy Cott, *Public Vows: A History of Marriage and the Nation* (Cambridge: Harvard University Press, 2002), 11-12, Chap. 2 *Passim*. 一方で、女性は夫の庇護の下で一定の権利を得たことも事実であり、合衆国市民の夫と結婚することにより外国人女性が帰化できる権利 (Act of February 10, 1855, c. 73, 10 Stat., 1855) もその一つだった。しかし、女性の帰化権は、1870年の追加条項により、白人の女性あるいはアフリカ系の女性に限られることになった: Huping Ling and Allan W. Austin, *Asian American History and Culture: An Encyclopedia* (New York: M.E. Sharpe, 2010), 40. この法システムの下、白人の外国人女性は (少なくとも1907年から) 合衆国市民と結婚して「妻」として入国したり、送還を免れるために市民との結婚して合衆国への居住権を主張していた。それに対して移民局長官ブラウンは、アメリカの神聖なる家族や国家に対する脅威と見なし、それを禁じることを主張した: Jessica Pliley, “Trafficked White Slaves and Misleading Marriages in the Campaigns Against Sex Trafficking, 1885-1927,” *Federal History* (2019): 68-69. 日米紳士協定も、外交問題というだけでなく、合衆国における人種、ジェンダー、市民権の歴史の一部として見るのが重要である。
- 38) Martha Gardner, *The Qualities of a Citizen: Women, Immigration, and Citizenship, 1870-1965* (Princeton: Princeton University Press, 2005), Chap. 2 *passim*.
- 39) “Uncle Sam Has a New Picture Gallery,” PCA, Sept. 28, 1903, 2. 1903年ごろから連邦移民局から各地の移民局支部に、写真花嫁の管理強化の一貫として写真を撮影するよう指示が出されていた。撮影は1908年の日米紳士協定締結後に一時停止。サンフランシスコでは1911年ごろから、シアトルでは1914年から撮影が再開したという: Kei Tanaka, “Marriage as Citizen’s Privilege: Japanese Picture Marriage and American Social Justice,” *Nanzan Review of American Studies*, 31(2009): 134, 140, 149.

を間接的に幫助した罪で二人は有罪となった。しかし被告は不服として連邦最高裁判所に上告したところ、イリノイ地裁とは反対の判決が出た。合衆国の土地（国内）での売春は州政府の管轄である、したがって、外国人売買春女性に部屋を貸す者を連邦法では裁けない。つまり、1907年の連邦移民法・第3節（入国後3年以内の外国人女性の売春を幫助した者を処罰する）は「違憲」である、と最高裁判所は解釈したのである。この判決により、連邦政府は周旋者に対して刑事罰を与える権利はないという解釈が一般的に認知され、イリノイ地裁での判決（1909年4月）以前に1907年法・第3節により有罪宣告を受けた移民たちは、恩赦を受ける、あるいは有罪判決が破棄された<sup>40)</sup>。1910年に磯井利吉が恩赦により出所を許されたのは、こうした背景があったと推測される。

## 2.2. 日本人売買春女性による人身保護請求裁判と「不遡及」(non-retroactive)の原則

上記のケラー判決がハワイにおける日本人売買春の摘発にどう影響したのか？この判決が下されたあと、1909年4～6月の時期、現地の移民捜査官テイラー（Richard H. Taylor）と、合衆国商務労働省（U.S. Department of Commerce and Labor）管轄の移民局（Bureau of Immigration）、合衆国司法省（Department of Justice）との間で、1907年の連邦移民法・第3節のハワイにおける有効性に関して、書簡でやり取りが行われた。当初は、商務労働省・移民局は、ケラー判決はハワイ領では無効であると判断し<sup>41)</sup>、移民捜査官テイラーと地裁検事ブレコンスは、引き続き周旋者の刑事告訴を続けた。しかし後日、司法省長官代理エリス（Wade H. Ellis）は、地裁検事ブレコンスに対して、1907年法・第3節はハワイ領に関しては「違憲」という見方であるので、周旋者に対しては第3節ではなく、エドモンド法により刑事起訴するよう指示を出している<sup>42)</sup>。同時にエリスは、商務労働長官にも1907年法・第3節は違憲と判断されたことを

---

40) Torrie Hester, *Deportation: The Origins of U.S. Policy* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2017), 101-103.

41) Immigrant Inspector Richard Taylor to Commissioner-General of Immigration, April 22, 1909, RINS Reel 1.

通知した<sup>43)</sup>。一連のやりとりを読むと、連邦政府内では、ハワイでもケリー判決は有効であり、入国後3年以内の女性に売春をさせた周旋者に対して、連邦政府は刑事起訴できない、という認識で一致したようだ。確かに、地裁の刑事起訴の記録を見ると、1910年以降、周旋者に対する1907年法・第3節による起訴は激減している。

一方、第3節の「入国後3年以内に売春に従事した外国人女性」を国外退去とする箇所については、商務労働省・移民局・司法省ともに、ケリー判決の影響を受けない、つまり適用可能である、という認識で一致していた。ただし、移民局長官キーフ（Daniel J. Keefe）は、移民捜査官テイラーへの手紙の中で、法律が成立した1907年7月以前に入国した女性を国外退去処分することはできない、と伝えていた<sup>44)</sup>。合衆国司法長官も同じ意見で、ハワイ地裁検事ブレコンスに対し、法律の成立以前に入国した外国人売買春女性は送還できない、という商務労働省の立場に従うよう指示している<sup>45)</sup>。つまり、入国後3年以内に売春した女性は国外退去できるとしながらも、法律の成立以前に入国した外国人売買春女性に対しては、遡って法を適用することはできないとする意見（「不遡及」の原則）で一致した。

この原則が確認されたのが、以下2つの人身保護令状（*habeas corpus*）請求裁判である。1907年8月に入国した重村キミヨは、1907年法・第3節「入国3年以内に売春をした外国人女性は国外退去」に基づき逮捕・起訴された。尋問のなかで、入国後、オアフ島内の労働キャンプやパケ・ハウス（中国人を家主とするコテージ）などで売春したことを認め、1909年6月、商務労務長官は送還命令を下した。これに対しキミヨは、連邦地方裁判所に人身保護令状を請求

42) Attorney General Wade H. Ellis to U.S. District Attorney Robert V. Breckons, May 18, 1909, RINS, Reel 1.

43) Attorney General Wade H. Ellis to Secretary of Commerce and Labor, May 25, 1909, RINS, Reel 1.

44) Immigrant Inspector Richard H. Taylor to Commissioner-General of Immigration Daniel Keefe, June 1, 1909, RINS, Reel 1.

45) Attorney General Wade H. Ellis to U.S. District Attorney Robert W. Breckons, June 3, 1909, RINS, Reel 1.

し、連邦政府による不当な拘束からの自由を求めた。この裁判で争点になったのは、1907年法・第3節の合憲性である。弁護士はケラー判決に依拠し、移民を罰するのは州警察の役割であり、連邦政府の役割ではない、だから第3節は違憲である、と主張。これについてS.ドール判事は、1) ハワイは連邦議会の管轄下にあること（つまり裁判所ではなく議会での決議に従うという考え）、2) 第3節は刑法による処罰ではなく民法上の手続き（危険と見なされた外国人を国から取り除くだけ）であること、などの理由により、第3節の民法上の手続き（国外退去）は合憲である、と判断し、人身保護令状請求を拒否した<sup>46)</sup>。つまり、ハワイ地方裁判所は、議会（立法者たち）の意図を汲み裁判を行うので、入国後3年以内に売春した女性の国外退去は民法上の手続きとして問題ない、という認識を示したのだ。

もう1件は、スギノ・マツの件である。1909年1月、スギノ・ヨシゴロウが、売春を幫助した廉で起訴された際、妻のマツは「入国後3年以内に売春に従事した」罪で起訴され、国外退去を命じられた<sup>47)</sup>。これに対しマツは、弁護士を通じて人身保護令状を請求した。この裁判の争点は、1907年2月20日に成立した法律が、法律が成立する以前（1907年2月8日）に入国したマツに対して適用できるのか、という点である<sup>48)</sup>。弁護士は、1884年のヒオン判例（*Chew Heong v. United States*）を引き合いに出している。この裁判では、1880年11月以前に入国しカリフォルニアに居住していた中国人ヒオンが、1881年から一時的にハワイ（当時は共和国）に滞在し、その翌年に合衆国議会で中国人排斥法が成立した。1884年、ヒオンがカリフォルニアに戻るため帰国許可証の発給を

---

46) Habeas Corpus (HC) case no. 32. Jun. 1909-Mar. 1910, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno；1908年10月、運転手の重村カツタロウは、呼び寄せた妻キミヨに売春を強要した罪で起訴された：CM Case no. 514, Jan.-Dec. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

47) HC Case no. 508, Jan. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

48) HC Case no. 32, Jun. 1909-Mar. 1910, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno. スギノの人身保護令状請求の記録は、重村キミヨのファイルに含まれている。2件とも弁護士ピーターズ（E. C. Peters）が担当し、同時に二人の人身保護令状を請求したので、一緒にファイルされた可能性がある。



申請したところ、移民官に拒否された。これに対しヒオンは、サンフランシスコの合衆国地方裁判所に人身保護令状を請求したところ、判事は認めなかった。しかし、ヒオンが連邦最高裁判所に控訴したところ、地裁の判決が覆った。法律の成立以前に合衆国に居住する権利を得た外国人に対し、それ以後に成立した法律を適用して入国を拒否することはできない、との判決が下された。ハワイの地裁判事 S. ドールは、ヒオン判決の有効性を認め、法律の「不遡及」の原則に従い、スギノの人身保護令状請求を受理し、釈放した（1909年6月）<sup>49)</sup>。この裁判により、1907年法・第3節は、法の成立以前に入国し売春した女性には適用できないことが確認された。

以後、日本人周旋者と売買春女性が刑事起訴された場合、上記の2つの判例にもとづいている。1909年5月、入国後3年以内に売春に従事した日本人女性3名（菊池スエ、鶴野イワノ、中田ミヨ）が送還された<sup>50)</sup>。3名の周旋者も刑事起訴され、ケラー判決以前に行われた裁判では、鶴野を周旋したクワタ・スミが懲役3年となったが<sup>51)</sup>、それ以後に裁判にかけられたほか2名の周旋者に対する起訴は棄却、あるいは証拠不十分で「無罪」となった<sup>52)</sup>。ケラー判決以前に起訴され、自ら有罪を申し立て有罪になった裁判もある<sup>53)</sup>。つまり、1907年2月以前に入国し売春に従事した女性たちは、そのまま継続して米国に滞在できたが、それ以後に入国し3年以内に売春に従事すれば、連邦政府により送還された。

売春幫助で有罪にできない場合、検察官ブレコンスは、「姦通」罪（1882年

49) HC Case no. 32, Jun. 1909–Mar. 1910, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno; *Reports of Causes Determined in the United States District Court for the District of Hawaii*, vol.3 (Honolulu: Hawaiian Gazette, 1911), 480; “May Mean Conflict with U.S. Laws,” EB March 7, 1910, 1.

50) 「醜業婦三名の本国送還」、『日布時事』1909年5月12日、2頁。

51) CM Case no. 497, Dec. 1908, CM Case no. 524, Feb.-Mar., 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

52) CM Case no. 505, 504, Jan. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

53) CM Case no. 527, Feb.-Aug. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

法・1887年法)を使い、周旋者を起訴している<sup>54)</sup>。これは、1900年以降、検察官が継続して使ってきた方法である。しかし、「姦通」や「姦淫」の罪を立証するには、十分な状況証拠 (circumstantial evidence) が必要だったことは、以前から同様であり、この時期も、「無罪」あるいは不起訴になったケースが大半である。有罪の場合も、懲役は1ヶ月程度である<sup>55)</sup>。

1910年以降、ハワイで周旋者に対する刑事裁判は激減する。周旋や売春幫助の証拠を得ることが難しかったこと、そしてケラー判決が影響したことが理由である。また、1910年に移民法が改正されて、少しでも売春から利益を得た外国人は国外退去にできる、ということになった。つまり、連邦政府は、外国人周旋者に刑事罰を与えるのではなく、民事手続きとして認められている国外退去に力点を置いた方針に転換していくのだ。

### 2.3. 1912年末～13年の大検挙と国外退去および人身保護令状請求裁判

1910年3月、移民法が再び改正された<sup>56)</sup>。周旋者やヒモの摘発に関する法改正のポイントは、1) 外国人娼婦を周旋・輸入した場合の罰金の上限を10,000ドルまで (5,000ドルから)、懲役期間は10年まで (5年から) 引き上げたこと、そして、2) 「売春婦の収入から部分的にでも利益を得る、共有する、享受する」者は「合衆国に違法に居住する者と見なされ国外退去となる」としたことである<sup>57)</sup>。外国人女性に対しては、「入国後3年以内に」売春に従事した場合は国外退去となる、という1907年の移民法の文言から、「3年以内に」の文言がなくなった。これにより、入国後3年を経たら送還されず、地元の政府が黙認するかぎりには売春で生計を立てながら居住を続けることができる、というこ

---

54) CM Case no. 542, 543, Apr. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno. 女性を周旋した罪でも起訴したが、棄却された: CM 541, 544, Apr. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

55) CM Case no. 520, Feb. 1909, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno; "Local Brevities," PCA, December 5, 1909, 8.

56) March 26, 1910, c. 128, 36 Stat. 263.

57) Hester, *Deportation*, 104.

とはなくなった。以下、この改正によりハワイの日本人売買春がどう影響を受けたのか検討する。

まず連邦レベルでは、1910年の法改正以降、「白人奴隷」関係の調査が進んだ。08年に捜査局 (Bureau of Investigation) が設立され、初代局長にフィンチ (Stanley W. Finch) が就任した。10年から白人奴隷関係の調査・摘発が増え、12年4月に白人奴隷関係の特別局長にフィンチが就任し、10年には61名だった捜査員が、13年までには300名強に増員された<sup>58)</sup>。また、歴史家のヘスターによれば、12年までには、白人奴隷関係の案件が移民局の仕事の大半を占め、移民局と捜査局がより強固に連携し、捜査・摘発を進めるようになった<sup>59)</sup>。

ハワイでは、1912年末、移民局の主任捜査官ホルセー (Richard L. Halsey) は、地元の周旋者および売買春から利益を得ている日本人たち15人に対し捜査を行い、連邦地裁大陪審の調査結果を移民局長官キーフに提出。13年1月には逮捕状が発行された<sup>60)</sup>。11名が逮捕され、ホルセーと移民官ブラウン (Harry Brown) による尋問が行われた。容疑者たちは、いずれも「売春婦の収入から部分的にでも利益を得 (た)」容疑で逮捕されたが、具体的には2種類に分けられる：1) 妻あるいは恋人の売春により利益を得た者<sup>61)</sup>、2) 売買春女性・ヒモ・業者に部屋・家屋を貸し与えていた者<sup>62)</sup>。一連の審問で得られた証拠をもとに、ハワイ地方裁判所で刑事裁判が行われた。逮捕された者のうち、ヒモ

58) Pliley, *Policing*, 85, 86, 88, 91.

59) Hester, *Deportation*, 106.

60) Halsey to Commissioner-General of Immigration, Dec. 18, 1912, IRNS, Reel 1; Commissioner-General of Immigration to Halsey, Jan. 8, 1913, IRNS, Reel 1.

61) 逮捕者については、Foreman of the Grand Jury John Effinger to Immigrant Inspector in Charge R.L. Halsey, Nov. 27, 1912, RINS, Reel 1。各逮捕者の罪状と人身保護令状請求裁判についての情報は以下の通り：妻フミヲの売春により利益をえた青木熊吉 (熊藏)、妻に売春させマキノ地所の経営をした川野林市 (証言に協力し起訴を免れたが、1918年に逮捕され送還) (HC Case no. 154, Dec. 1919-Jan. 1920)、妻に売春させた坂田良之助 (HC Case no. 65, Sep.-Oct. 1913)、妻に売春させた松田 (HC Case no. 63, Aug.-Sep. 1913)、女性に売春させた内村庄太郎 (HC Case no. 69, Sep. 1913-Mar. 1916)、同罪の緒川初太郎、タカノ・サダキチ、津川初太郎 (密告で逃れた)、同罪の藤木梅太郎 (将行) (HC Case no. 71, Sep. 1913-July 1917)、同罪の田島賀市 (密告で逃れた様子)。

の数名については、彼らに関する刑事裁判や人身保護令状請求裁判が行われた様子がないので、その他の被告に対して不利になる証言（密告）を行い、起訴を免除された可能性がある。裁判の結果、大半が国外送還を命じられ、少なくとも7名はハワイ地裁に人身保護令状を請求した。

さらに1913年9月、ハワイで大規模な摘発が行われ、ホルセー捜査官が、93名の周旋者・売買春女性に対する逮捕状の発行を請求した。一度に大規模な逮捕を行うに際し、ホルセーは、「膨大な数の逮捕が一度に行われることで、保釈金を集めることができなくなるだろう」と報告書に書いている<sup>63)</sup>。これは以前、周旋者が逮捕される際、周旋者の組合が保釈金を融通する事例がたびたびあったからだろう。連邦移民局は、即座に逮捕状を発行している<sup>64)</sup>。ヒモや女性たちが逮捕されると、捜査官ホルセーとブラウンによる審問が行われた。逮捕の過程で、移民局と連邦地裁は緊密に協働し、連邦地裁検察官ブレコンスは、これらの特別審問会（Committee of Special Investigation）で得られた証言にもとづき、次々と刑事起訴を開始した。容疑者の何人かは、逮捕される前に日本に帰国したり、オアフ島以外の島に逃げたが<sup>65)</sup>、13年12月、「嬪夫」4名と「醜業婦」13名が送還されたことをホノルル総領事が外務省へ報告しているので、命令に従い帰国した人が多かったと思われる<sup>66)</sup>。今回も、刑事起訴された周旋者の数名は、他の容疑者たちに対して不利な証言をした<sup>67)</sup>。刑罰の軽減を期待

---

62) 井賀（飯野）重太郎（日本人娼婦に複数の部屋を貸していた）（HC Case no. 66. Sep. 1913）；森下清一郎（姦通罪で摘発）；倉本辰造（ハワイ人から土地をリースし建築物を米山治三郎に任せていた）（HC Case no. 82, Nov. 1913-July 1917, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno）；「更に二名拘禁」、『布哇殖民新聞』1913年1月27日、5頁。

63) Immigrant Inspector in Chief Richard L. Halsey to Commissioner-General of Immigration, Sept, 13, 1913, IRNS, Reel 1.

64) “Officials Back Halsey,” *Garden Island*, October 14, 1913, 1; “Worthy of Support,” *Honolulu Star-Bulletin*（以下脚注では HSB と記す）, September 30, 1913, 2:30 Edition, 4.

65) Immigrant Inspector in Chief Richard L. Halsey to Commissioner-General of Immigration, November 30, 1913, IRNS.

66) ホノルル総領事永瀧久吉、無題、1913年12月3日、12月16日、『外国ニ於ケル本邦人上陸拒絶並送還関係雑件』3.8.8.6、第3巻、外交史料館所蔵。

しての行動か、あるいは司法取引が行われたと推測される。

ホルセー捜査官が移民局に提出した年次報告書によれば、1913年7月～14年6月までの1年間で、国外退去に処せられたのは、周旋者19名・売買春女性32名だった。報告の時点では、5名の周旋者・8名の売買春女性・3名の「悪徳」家主が保釈金を払って裁判が延期され、2名の売買春女性は人身保護令状の請求により保釈中だった。その直後に新たな検挙があり、未決の件が周旋者4名・売買春女性5名となっている<sup>68)</sup>。送還の命令が出ると、人身保護令状を請求し、ハワイで居住を続けようとした周旋者・売買春女性もいた。人身保護令状の請求件数は、13～14年の時期に集中しているが、13～17年の時期、売買春に関する法令違反で送還を命じられ、人身保護令状を請求した裁判は、26件を確認できた(男11名・女15名)。

一連の審問・起訴・送還の過程で、法的な問題がいくつか提起された。1つ目は、1900年以前に入国した女性に対し移民法を適用できるのか、という問題である。送還命令に対して人身保護令状を請求した日本人女性たちは、1900年前後に渡航した場合が多かった。準州昇格後にハワイに渡航し、1910年移民法の施行後に売春に従事した女性たちは国外退去になるが、1900年の準州昇格以前(ハワイ共和国の時代)に渡航した女性たちに対して合衆国の移民法を適用できるのか。それについては、14年4月に人身保護令状を請求したヤマシタ・キミ裁判で争点になった。ヤマシタは1913年11月に売春で逮捕され、国外退去を命じられたが、ハワイに渡航したのは1897年なので、その後にハワイを併合した合衆国の移民法を適用することはできない、国外退去命令は無効である、

67) ホルセー長官は、1913年9月の検挙は、津川、妻トリ、カワイから得た情報に基づき行った、と述べている：Immigrant Inspector in Chief Richard L. Halsey to Commissioner-General of Immigration, Sept, 13, 1913, IRNS, Reel 1. 坂田、内村、緒川、慶野は、以下の人身保護令状請求裁判で原告に不利な証言を提供している：HC Case no. 93, 96, 97, 98, 100, 101, U.S. District Court (Hawaii), RG21, 1913-1914, NARA, San Bruno.

68) U.S. Department of Labor, Bureau of Immigration, *Report of Commissioner General of Immigration, Fiscal Year Ended June 30, 1914* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1915), 336.

と弁護士を通じ主張した。これについて地裁判事 S. ドールは、1915年12月、併合時にハワイに居住していた外国人は、それ以前にハワイ共和国に入国したのであり、合衆国に入国したのではない。従って、合衆国の連邦移民法を適用することはできない、とヤマシタの訴えを認めた。しかし、地裁検事ヴォーガン (Horace W. Vaughan) はこれを不服とし、サンフランシスコの第9巡回裁判所に控訴。17年3月、巡回裁判所は、原告の入国した時期は問題にならないと判断し、ドールの判決を覆し、ヤマシタに国外退去を命じた<sup>69)</sup>。つまり、入国した年に関係なく、法律が成立した10年以降、ハワイで売春に従事した外国人女性は送還される、という判断である。

もう一つの問題は、公平な審問が行われたか、という点である。原告の日本人女性・周旋者・売春の受益者たちは、逮捕後に特別審問委員会で厳格に審問され、そこでの証言をもとに移民捜査官が逮捕状を請求し、移民局が国外退去命令を発行した。実際、逮捕から審問までの動きは早く、被告たちが有罪であることを証言する密告者たちからも協力を得ていた。多数の女性・周旋者を一度に逮捕したのも、周旋者たちが売春業者組合を通じて保釈金を集める時間を与えないための戦略だったと思われる。また移民官たちは、弁護士の同席しない状況で容疑者たちに対し審問を行い、そこで得られた証言をもとに逮捕状・送還命令を請求した。しかし人身保護令状請求裁判では、弁護士のいない状況での証言は無効である、と原告側は主張した。この点については、ホルセー捜査官は、審問を行う際、原告たちに彼等の権利については説明を行い、「公平かつ中立的な」審問を行ったと主張。これについて連邦地裁は、基本的には、審問で得られた証拠を正当なものと認めた。例えば1916年、梶川チエの人身保護令状請求裁判で、クレモンス判事 (Charles F. Clemons) は、審問が規則性を持っていたと推測し、それを打ち負かす証拠が無いことを理由に、審問会での証言に基づく送還命令は妥当とし、原告の訴えを退け国外退去を命じた<sup>70)</sup>。梶

---

69) HC Case no. 91. Apr. 1914-Dec. 1915, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno; HC Case no. 2803, Feb. 1916-March 1917, U.S. Circuit Court of Appeals for the Ninth Circuit (San Francisco), RG276, NARA, San Bruno; "Judge Reversed by Court of Appeals," HG, February 16, 1917, 8.

川は第9巡回裁判所へ控訴したが、ハワイ地裁の判断が支持された<sup>71)</sup>。審問の法的な正当性が認められたのである。

#### 2.4. 1910年法の適用における人種差別

1910年法の適用においては、人種による不平等があった。主任捜査官ホルセーは、13年9月の大検挙の際、白人の外国人売買春女性（フランス人）が800ドル払って合衆国市民の男性と結婚し、結婚証明書を捜査官に見せて逮捕を免れたと報告している<sup>72)</sup>。報告に対して、労働局長官代理ポスト（Louis F. Post）は、その女性について何か措置を取ることはできないと返答している<sup>73)</sup>。14年4月、送還を命じられた白人売買春女性2名（フランス人・スイス人）は、人身保護令状を連邦地裁に請求し、合衆国市民と結婚したのでハワイに居住し続ける権利がある、と主張した。S. ドール判事は原告の訴えを認め、女性たちは釈放された<sup>74)</sup>。ホルセーの14年度報告書によれば、その年の初めに多数の日本人売買春女性が逮捕され、その数が激減すると、多くのフランス人女性が

70) HC Case no. 92, Apr. 1914–Feb. 1916, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno; HC Case no. 3604, Mar. 1916–Dec. 1917, U.S. Circuit Court of Appeals for the Ninth Circuit (San Francisco), RG276, NARA, San Bruno.

71) Decree of Dismissal, October 22, 1917, in HC Case no. 3064, Mar. 1916–Dec. 1917, U.S. Circuit Court of Appeals for the Ninth Circuit (San Francisco), RG276, NARA, San Bruno.

72) Immigrant Inspector in Charge Richard L. Halsey to Commissioner-General of Immigration, Oc. 7, 1913, RINS, reel. 1. シアトルでも同様に送還を免れる白人娼婦がいた：シアトル領事代理阿部喜八、1910年3月6日、『海外ニ於ケル邦醜業婦ノ員数及其状況等年二回報告方訓達一件』4.2.2.99, 外交史料館所蔵。

73) Commissioner-General of Immigration to Immigration Inspector in Charge Richard L. Halsey, Oct. 24, 1913, RINS reel 1.

74) “Jeff M’Carn Not in Accord with Dole’s Decision,” HSB, April 28, 1914, 2:30 Edition, 1; “Jeff M’Carn Itches for Scrap and Loses Decision in Court,” HSB, April 29, 1914, 2:30 Edition, 1; 「外国醜業婦と結婚」, 『日布時事』1914年4月29日, 5頁。この裁判で弁護を担当したのがアンドリュース（Lorrin Andrews）である。彼は、1900年以来、管理売春反対運動をけん引してきた改革派指導者の一人であるが、1917年4月には、ハワイ下院議会で「差し止め」法案に強く反対したハワイ準州下院議員の一人でもあった。

売春目的で本土からホノルルにやってきたという。そして、以下の様に述べている：「(女性たち)は決まって証明書を提示し、彼女たちは合衆国市民と結婚していることを示します。これらの証明書の大半は、最近の日付のものです。これらの女性たちは、結婚する前に売春をしていたことを認め、何人かは結婚後1週間で売春を始めました。(中略)ここでは有罪判決を得るのは困難です」<sup>75)</sup>。こうして、市民と結婚することにより、連邦法の適用を逃れる白人売春女性が増えたようだ。

外国人女性が結婚により合衆国市民としての権利を得られる、ということが最初に確認されたのは、1868年のケリー裁判 (*Kelly vs. Owen*) である。裁判の発端は、帰化市民の男性ケリー (*Miles Kelly*) が死亡したことにある。ケリーはアイルランドに生まれたが、合衆国に移住し、合衆国市民の女性と結婚し、1855年に帰化した。しかし1862年に死亡すると、妻とケリーの姉妹 (アイルランド生まれだが、二人はこの時まで合衆国へ移住し、合衆国市民の男性と結婚していた) の間で、土地と財産に関する相続権の争いが起きた。ワシントン D.C. の連邦地裁は、残された合衆国市民の妻にのみ相続権利を認めたが、ケリー姉妹は控訴。連邦最高裁判所の判決では、ワシントン D.C. 地裁の判決がくつがえり、ケリー姉妹にも相続権の一部が認められた。55年の議会制定法 (*Act of Feb. 10, 1855, 10 Stat. 604*) には、「既存の法律の下で法的に帰化した女性、合衆国市民と結婚した女性は市民と見なされる」とある。従って、二人の姉妹も、結婚により市民になり、死亡したケリーの財産を一部相続する権利がある、と認められた<sup>76)</sup>。上記のハワイのフランス人女性たちも、アメリカ人男性と結婚して市民としての権利を獲得し、外国人に対する法律の適用を免れ

---

75) Report of Inspector in Charge, District No. 22, Comprising Territory of Hawaii, with Headquarters at Honolulu, June 30, 1914, in *Report of Commissioner General of Immigration, 1914* (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1915), 337.

76) “*Kelly v. Owen*,” in *U.S. Reports: Volume 74* (Washington D.C.: Supreme Court of the United States, 1869), 496-99; Hester, *Deportation*, 109. 同様に、1880年に出されたオレゴンの連邦巡回裁判所判決 (“*Leonard v. Grant*”) でも「既存の法律で帰化する権利のある階級あるいは人種の女性であれば」帰化できると認められた。



たのだ<sup>77)</sup>。

日本人の売買春女性の場合はどうだったのか。まず、帰化権については、1790年の連邦法では、市民権を得られるのは「自由な白人」に限られ、南北戦争後（1870年）に「アフリカ系とその子孫」も含まれた。日本人その他のアジア人の帰化は認められていなかったが、第一次大戦中に従軍したアジア人の中には帰化権を認められる者もあり、それは審査官や各裁判所の裁量に任されていた。日本人の帰化権についての判例として重要なのは、オザワ・タカオの裁判である。1916年3月、ハワイに住むオザワは、帰化を連邦地裁に申請したが、判事クレモンズは1790年の連邦法に依拠し帰化権を否定した。また、オザワとほぼ同時期、日本人女性の笹田フミヲも、ハワイ地裁に人身保護令状を請求している<sup>78)</sup>。フミヲは、1913年9月に売買春で逮捕され、14年4月に送還命令が発行された。しかし、フミヲは15年1月に合衆国市民の男性と結婚<sup>79)</sup>。地方裁判所に人身保護令状を請求し、「原告は合衆国市民の妻であり、合衆国市民の地位を得たので、移民法は彼女に適用されない」と主張。判事クレモンズは、16

77) しかし、1917年の移民法改正により、性的に不道德な女性が、逮捕されたあとに市民と結婚した場合、女性に合衆国市民権を与えないことになった（Act of February 5, 1917, ch. 29, 39 Stat. 874）。しかし、売買春関係の法律に違反して国外退去に処せられた外国人の割合は著しく低下した（1911年の27%から1917年の5%へ）。理由は、移民法のターゲットが、周旋者や売買春女性ではなく、政治的急進主義者やソビエト連邦のエージェントに向けられるようになったからである：Hester, *Deportation*, 111.

78) 笹田フミヲは、1905年にハワイに渡航。同年5月に笹田助三郎と結婚したが、夫による遺棄を理由に離婚訴訟を提起：Divorce Case no. 3855, July 1908, First Circuit Court (Oafu)。1910年のセンサスにはタムラ・シロウ（Thiro Tamura）の妻として記録されているので、再婚したようだ：Fumiwo Tamura, “United States Census, 1910,” *FamilySearch*, <https://familysearch.org>（以後 *FamilySearch* database と記す）。しかしその後、タムラと離婚：Divorce Case no. 4668, First Circuit Court (Oafu)。1913年4月にウシオヒラ・シンイチ（Shinich [ママ] Ushirohira）と再婚した：Shinich Ushirohira, Apr. 15, 1913, “Hawaii Marriages, 1826-1922,” *FamilySearch* database。しかしその後、ウシオヒラに対して離婚訴訟を提起した：Divorce Case no. 4977, First Circuit Court (Oafu)。

79) Arthur Parker, Jan. 16, 1915, “Hawaii, Board of Health, Marriage Record Indexes, 1909-1989,” *FamilySearch* database。

年3月に自ら下したオザワ・タカオ判決に依拠し、日本人は合衆国市民になれないので、「市民との結婚は彼女に市民の地位を与えるものではない」と判断し、フミヲの訴えを退け、16年4月、送還命令に服することを命じた<sup>80)</sup>。つまり、帰化権のない日本人は、入国後に売春に従事した場合、1910年の法律が適用され、国外退去命令に処せられた。白人女性と異なり、結婚により居住権を主張することはできなかったのである。

さらに、1910年法の適用においては、調査官の思い込みにより「売春目的で入国した」と疑われる女性のケースもあった。13年5月、22歳の水戸部ノブがハワイに上陸。日本で8年の学業を終えて看護師の資格を得たのち、新潟市で4年間看護師として働いていたが、ワイルク（マウイ島）の小山医師の下で働くことになり渡航した。ノブに先立ち、1899年、姉ミキがハワイに渡航していたが、ミキは夫と1905年に離婚し、別の既婚男性（シモツ氏）と同居していた。上陸したノブに対し、移民官たちは、彼女が仕事を得られる確証がないこと、姉が「悪い性質の女性」であること、売春に従事する可能性が高い、などの理由で上陸を許さず送還を命じた。そこで、現地の新聞『布哇報知』社長の牧野金三、雇用主の小山医師が出廷し、ハワイにおけるノブの生活と仕事を保証した。しかし、移民官ファーマー（Edwin Farmer）は、ノブが審問中「むっつりしてしばしば怒っていた」として、彼女の「マナー」の悪さを指摘し、ノブが「不道德な目的で連れてこられ、公共の負担になる可能性がある」と主張。S. ドール判事は、移民官の主張を支持し、国外退去を命じた<sup>81)</sup>。この後、ノブはすぐには送還されず、仮釈放され、予定通りホノルルの病院で仕事を心得て生活した。しかし、15年1月、送還の実行日が決まると、再度、人身保護令状を請求。病院の上司と同僚たちが出廷し、彼女の働きぶりと高い道徳性を保証した。また15年7月には、ノブは現地の日本人男性と結婚していた<sup>82)</sup>。16年1月、ク

---

80) HC Case no. 96. Apr. 1914-Apr. 1916, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

81) HC Case no. 62, July 1913, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

82) Nobu Mitobe, "Hawaii, Board of Health, Marriage Record Indexes, 1909-1989," *FamilySearch* database.

レモンス判事は、ノブの申請内容を「軽率でくだらない (frivolous and trifling)」と一蹴し、当初の国外退去命令を支持し、人身保護令状の請求を却下した。1年半のハワイ生活のなかで、ノブは不道德な仕事をせず、病院に勤務し、公共の負担にもならなかったが、それらの事実は考慮されなかったのである<sup>83)</sup>。

ノブは予定どおり3月に送還されたが、日本人コミュニティ内では大きな問題となった。署名が集められ、移民官の罷免を求める請願書が中央政府に送られた<sup>84)</sup>。『日布時事』は、この事件について、以下の様に伝えている：「以来法廷に於て無益の争ひを続けること三年、殊に其間同女は縁ありて某氏に嫁し、今は妊娠六ヶ月の身にて送還の厄に遭ひしとは、如何にも同情に堪へざる次第也」<sup>85)</sup>。この件に際し、主任捜査官のホルセーは、『*Star-Bulletin*』誌のインタビューに対し、「昨日のノブ・ミトベの送還は、尊敬すべき日本人の少女たちを不道德な後援の下で連れて来る男たちに対して、有益な影響力を持つだろう。(移民)法はこうした少女たちを守るためにある」と述べた<sup>86)</sup>。ホルセーは、故国に送還することが、「少女たちを守る」ことになると考えたようだ。「白人奴隷」に対する関心が全米で高まり、1908年以降は写真花嫁の渡航が増えるなかで、日本人女性の「道徳」に対する移民官の疑いが強くなっていた。そうした偏見により正当な裁判が行われなかった一例であると言えよう。

## 2.5. 裁判記録から見る日本人周旋者・受益者・売買春女性たちの実像

1913年、ホルセー捜査官は、周旋者たちを逮捕するに際し「数百のアジア人が町に来ています。外国人の知的・道徳的状态は我々の水準より低いです」と述べており<sup>87)</sup>、売春をアジア人の道徳性と結びつけているが、これらの周旋人

83) HC Case no. 110, Jan. 1915-Jan. 1916, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno; "Says Attorney Abused Habeas Corpus Process," HSB, February 7, 1916, 2:30 Edition, 2.

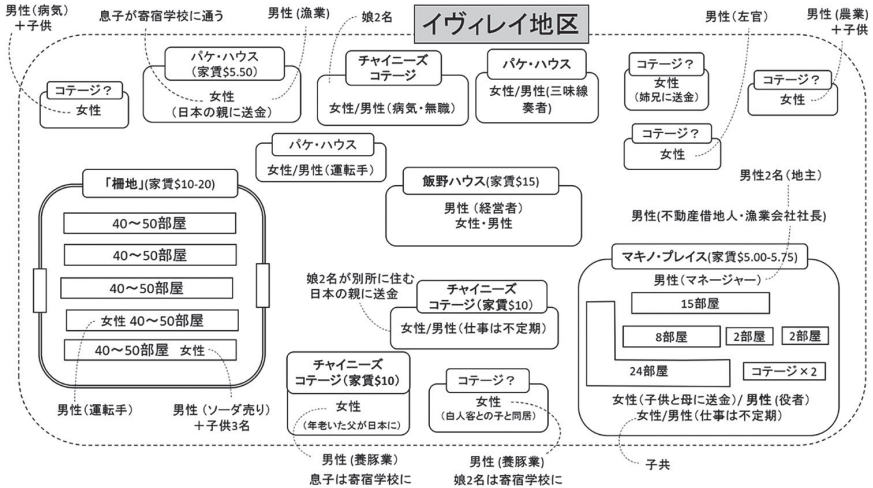
84) "Nobu Mitobe is Loser in Long Fight To Stay," HSB, March 8, 1916, 2:30 Edition, 2.

85) 「健訟の弊恐るべき哉」、『日布時事』1916年3月9日、1頁。

86) "Interviews," HSB, March 9, 1916, 3:30 Edition, 4.

87) Halsey to Commissioner-General of Immigration, Dec. 18, 1912, IRNS, Reel 1, F22.

図2. イヴィレイ地区における日本人の社会関係



〔注〕図は社会関係を概念的にまとめたもので、売春が行われた各所は実際の地理とは一致しない。

やヒモ，そして一緒にいる女性たちはどのような人々だったのか。周旋者・売買春女性たちに対する移民捜査官たちの審問記録や裁判記録から，イヴィレイ地区に住む人々の社会関係を図式化した（図2）。審問や裁判での証言をそのまま事実と見なすことはできないが，ある程度までは売買春に従事した人々と，これらの人々が売買春に関わるようになった経緯について知ることができる。

まず，イヴィレイ地区で日本人による売買春が行われていた場所は大きく分けて3種類ある：1）「柵地」（Stockade）；2）安宿（tenement）（飯野ハウス〔Iida house〕；マキノ・プレイス〔Makino Place〕など）；3）個別の家屋（パケ・ハウス〔Pake House〕，チャイニーズ・コテージ〔Chinese Cottage〕など）。

「柵地」は，1900年の設立以来，閉鎖・再開を繰り返してきたホノルルにおける売買春の中心である。開設当時はそこで働く女性の大半が日本人だったが，10年代に外国人女性が送還されるようになると，その他の民族が増えた。13年の検挙で逮捕された男性たち（緒川・藤木）は，柵地の近辺で仕事をしており（ソーダ屋・タクシー運転手），妻や「愛人」（慶野マサ）は柵地で売春を

していた<sup>88)</sup>。これらの女性に付随する男性たちは、イヅィレイに住む他のヒモたちと組合のようなものを組織し、警察による手入りに協力して対応していたようである。例えば、前述の13年の大検挙が始まった時は、日本人のヒモや夫たち（緒川、内村、田島、藤木）は、売買春女性たちから15ドルずつ徴収し、弁護士費用に充てている<sup>89)</sup>。これらの男性たちは、危険かつ道徳的に劣った存在として地元の新聞記事で描かれていたが、日本人社会においては、必ずしも悪人とはみなされていなかった。例えば『日布時事』は、「(13年に) 検挙された者の中には日頃至って温順の者が多い」と述べ、「藤木将行の如き中野の如き共にハック業（運送業）を営み人様に喧嘩など吹き掛けた事のない男」であり、「緒川初太郎の如き嬪夫と云ひながら純然たる無頼漢ではない」し、「評判のよい男である」と評している<sup>90)</sup>。もちろん、「柵地」ができた1900年ごろは、「無頼漢」や「不良団体」が売買春を取り仕切り、彼らに対する日本人社会の批判は高まっていた<sup>91)</sup>。しかしその後、政府による摘発を経て主要な組織は崩壊し、10年代までには、個々の男女が売春を行う形態が一般的になっていた。治安を乱す行為をしなければ、収入の少ない男性が妻／愛人が売春により家計を補っていたとしても、それほど厳しく断罪されてはいない。

2つ目の安宿とは、労働者が割安で利用するアパート型の安宿（tenement）を指し、そのいくつかの部屋を日本人女性たちが借りて売春をしていた。主要な安宿は2つあり、1つは飯野重太郎の経営する「飯野ハウス」である。その具体的な営業実態に関する史料は少ないが、そこで働いていた女性（五十川ヨネ）の証言によれば、女性一人の平均生活費は月60ドルで、内訳は「15ドルの家賃、プレタニア街の部屋の家賃5.75ドル、ガス代2.5ドル（中略）清掃費2.0

88) HC Case no. 63, Aug.-Sept. 1913, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno; HC Case no. 71, Sep. 1913-July 1917, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno; Foreman of the Grand Jury John Effinger to Immigrant Inspector in Charge R. L. Halsey, Nov. 27, 1912, RINS, Reel 1.

89) Hearing of Kami Matsuye, in HC Case no. 63, Aug.-Sept. 1913, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

90) 「筆硯余沫」, 『日布時事』1913年1月27日, 1頁。

91) “A Dr. Parkhurst Arises,” HS, April 5, 1900, 1.

ドル、週1度の医者の検診75セント、食費15ドル」である。女性は個人で部屋を借りて営業しており、付随する男性（ヒモ）はいないと述べている<sup>92)</sup>。ホルセー捜査官によれば、飯野ハウスには、こうした売買春女性たちが15~20名居住し<sup>93)</sup>、女性たちが月々支払う家賃が経営者の飯野氏の主な収入となっていたようだ<sup>94)</sup>。

もう一つの安宿「牧野プレイス」は、2人の日本人（倉本と米山）が地主から土地をリースし<sup>95)</sup>、そこに家屋を建て、50以上の部屋を有していた。そして、2人から部屋をサブリースしたマネージャー（川野・田島賀市など）が、労働者と売買春女性に部屋を賃貸し、月々の家賃（\$5.00~5.75）を得ていた。「柵地」と異なる点は、ヒモが敷地内にコテージを借りて売買春女性と同居していた点である<sup>96)</sup>。ここのマネージャーたちは、イヴィレイ地区内で売買春業者組合を組織していたが、逮捕と前後して、組合員のなかで仲間割れが始まったようだ。田島は、1912年12月の時点で早々に罪を認め、逮捕に先立ち、同業

---

92) Hearing of Yone Igarashi, in HC Case no. 63, Aug.-Sept. 1913, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

93) Foreman of the Grand Jury John Effinger to Immigrant Inspector in Charge R. L. Halsey, Nov. 27, 1912, RINS, Reel 1.

94) 1913年の検挙で、飯野は1910年移民法の「売買春から利益を得た」罪で逮捕され、送還命令が下された。これに対し飯野は、容疑を否定し、連邦地裁に人身保護令状を請求。S. ドール判事はホルセーに出廷するよう命じたが、ホルセーはその前に飯野を日本へ送還してしまった（この措置については、日本人コミュニティから批判の声が上がった）：HC Case no. 66. Sep. 1913, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno. この件について『日布時事』は、「不法の送還」と題する記事を掲載し、「斯かる在留同胞間の寄生虫が一人にても余計に減少する事を以て、一般の幸福なりと信ずる事勿論なれども」、「判事より局長に宛てて公けの令状に於て同人の出廷を命ぜじにも拘はらず、同局は此厳然たる法廷の命令を無視し（中略）無理無法に送還せしめめし事は、乱暴も亦極まれりと言はざるべからず」と批判した：「不法の送還」、『日布時事』1913年9月18日、1頁。

95) 地主はハワイ人のハント（Edward K. Hunt）と「マキノ」という日本人だったという：Hearing of Attorney Ozawa, in HC Case no. 82, Nov. 1913-July 1917, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

96) その一人坂田良之助は、送還命令を出され、人身保護令状を請求したが、1913年10月に送還された：HC Case no. 65, Sept.-Oct. 1913, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

者（周旋者やヒモ）についての情報を移民局に提供している<sup>97)</sup>。また、ヒモの坂田は、裁判が始まると、逮捕されたヒモや女性にとって不利になる証言を繰り返し（移民局に協力し）、送還を免れたようだ<sup>98)</sup>。これらの経営者やヒモは、「港湾労働者」や「俳優」など、不定期ではあるが仕事は一応しており、女性の売春からの収入に完全に依存していたわけではない。しかし、その一部を受けていたという理由で、1910年の移民法に抵触し送還を命じられた<sup>99)</sup>。何人かは連邦地裁に人身保護令状を請求したが、ことごとく却下された。

「牧野プレイス」の所有者である倉本辰蔵は、布哇漁業株式会社の支配人で、日本人社会では有力な実業家だった。倉本はマネージャーに運営を任せ、自らは経営に関わっていなかったが、マネージャーたちから月々の家賃収入を得たので「売買春より利益を得た」と見なされ、1913年10月に国外退去を命じられた。しかし、地元日本人社会からは大きな同情が寄せられ、合衆国労働局長官宛に特赦を願う陳情書も送られた<sup>100)</sup>。しかし、特赦は許可されなかった<sup>101)</sup>。そこで倉本は、連邦地裁で人身保護令状を請求。売春宿の経営はマネージャーたちに任せており、自分が売買春から（間接的に）利益を得ていることは知らなかった、と主張した。仮釈放となり<sup>102)</sup>、裁判が延期されたが<sup>103)</sup>、17年7月、第

97) Foreman of the Grand Jury John Effinger to Immigrant Inspector in Charge R. L. Halsey, Nov. 27, 1912, RINS, Reel 1. 田島自身は1913年9月に送還された。豊原という売買春女性は、牧野プレイス内のコテージに田島と同居していたが、倉本裁判で、自分が田島を通じて米山と倉本に家賃を納めていた、と証言している。倉本や田島に不利な証言をした理由は定かでないが、罪を軽減するという交渉があったのか、彼女自身は送還命令に従って1913年12月16日に送還されている：『ホノルル総領事永瀧久吉、無題、1913年12月3日、『外国ニ於ケル本邦人上陸拒絶並送還関係雑件』3.8.8.6、第3巻、外交史料館所蔵。

98) 坂田の政府への協力については、HC Case no. 90, Apr. 1914-Mar. 1916; HC Case no. 93, Apr. 1914-Feb. 1916; HC Case no. 98, May 1914; HC Case no. 101, June 1914, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

99) Remark by Examining Inspector Brown, July 29, 1913, in HC Case no. 82, Nov. 1913-July 1917, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

100) 「労働卿に請願」、『日布時事』1913年10月3日、1頁：「倉本氏送還延期」、『日布時事』1913年10月25日、4頁。

101) 「倉本氏送還と決す」、『日布時事』1913年11月25日、4頁。

102) 「倉本氏保釈せらる」、『日布時事』1914年3月17日、5頁。

9巡回裁判所の命令により送還が確定した。しかし執行直前、顧問弁護士がワシントンD.C.の労働局長官に請願したところ<sup>104)</sup>、17年8月に倉本に特赦が与えられ、送還を免れた。この弁護士と労働局長官との間でどのようなやりとりがあったかは不明だが、この運動を報じる地元日本語新聞の記事からは、倉本が地元日本人社会から尊敬され、同情を得ていたことが伝わる<sup>105)</sup>。売春から間接的に利益を得ていたにせよ、「醜業者」や「不正業者」とはみなされていないのだ。

3つめの個別の家屋（「パケ・ハウス」や「チャイニーズ・コテージ」と呼ばれた）については、詳しい家屋の作りなどは不明だが、名前から察するに、コテージ型の賃貸家屋で、中国人のオーナーに月々家賃を支払っていたと推測される。家賃は場所により異なるが、おおよそ\$5.50～\$10.00/月で、安宿で部屋を借りるのと同じ程度の額である。「柵地」と異なり、夜間も滞在できるので、女性はそこに居住しながら売春をしていた。付随する夫たちは、女性たちとそこで同居する人、あるいは別居する人、いろいろだった。

こうした場所で働く女性はどのような人たちだったのか。人身保護令状を請求した女性たちは、警察の暗黙の了解のもと、営業を続けてきた人たちであるが、来歴を見ると、共通点がある。一つは、夫の収入がない／少なく、生活を支えるために売春を始めたケースが多い、という点である。夫の収入が少ない理由は、病気の場合（平野、吉川）、仕事が低賃金である場合、仕事が不定期だった場合（松田、石野、山村、林、吉川、緒川、藤木）、事業に失敗した場合（梶川）、などさまざまである。もう一つの共通点は、子供がいるケースが多いことだ。父親は、現在のヒモ／夫である場合と、そうでない場合（客や前夫など）がある。一般的に、女性たちは売買春を行っている場所で子供と生活

---

103) 「倉本事件の裁判期」、『布哇報知』1915年12月2日、4頁。

104) Affidavit of J. Lightfoot, in HC Case no. 82, Nov. 1913-July 1917, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno.

105) 『布哇報知』1917年8月17日、1頁；ハワイ報知、「フレッド牧野金三郎氏の伝記-ハワイ報知社を通じて社会に貢献-~その2」*Discover Nikkei*, <http://www.discovernikkei.org/ja/journal/article/3708/>, 2020年9月3日アクセス。



することを好まず、子供をハワイの寄宿学校で生活させたり（松田、石野、山村）、イヴィレイとは別の場所で働く夫と生活させたり（平野、吉川、緒川）、ヒモが自宅で子の面倒を見ていた（坂田）。日本に子供がいるという女性もあり（林、豊原）、その一人は、日本の母親と子供に送金していると証言しているので、女性の母親（子の祖母）が面倒を見ていたと推測される。客との間に子供が生まれる場合もあった。ある女性は、生後3か月の混血の子供とイヴィレイの売春宿で生活していた（山村）が、これが一般的な育て方であったかどうかはわからない。

売春を始めた経緯は、不明な点も多いが、自分から始めたという女性（吉川）、夫とのレストラン経営が立ち行かなくなり夫と子供を支えるため（梶川）、洗濯女の仕事から売春に転業した女性（山村）、夫が喘息なので子供と生活のため（平野）、など経済的な苦境が原因になっていたことが、証言からわかる。また、扶養している日本の両親や兄弟姉妹へ送金をしている女性が複数名いた（松田、内村、山下）。もちろん、減刑や恩赦を求めて、裁判官の同情を得るために「仕方なく」売春をしたと述べた可能性もあり、審問における女性の証言を言葉通りに受け取ることはできないが、女性の多くは、病気や低収入の夫や子供、時には日本の親を支える必要があり、短期間で高収入を得られる売春が、その手段の一つになっていたことがうかがえる。このように、国外退去を命じられた「売春に従事する外国人女性」と「売春の稼ぎにより利益を得ている者」の実像は複雑であり、メディアで表象された「白人奴隷」や「悪徳」業者という安直なイメージとは異なっていた。

逮捕や送還により、女性や周旋者だけでなく、その家族が受けた被害は大きかった。ホルセー捜査官は、1913年9月の大検挙の後、移民局長官に報告している：「逮捕された者たちの多くが夫や妻であり、ハワイ生まれの小さな子供がいます。中には、友人がこれらの子供たちを面倒見てきましたが、全てがそういうわけではありません。2～3日前、2人の小さな少女が、移民局の外で泣いているのを見ました。行くところが無いようです。私は彼女たちの中に入れ、今は（逮捕された）両親たちと一緒にです。他にどうすることもできないよ

うです」。長官に、両親とともに送還できるのか、どうすべきか、回答を求めながらも、「市民なので、もちろん両親の同意なしには送還できませんが」とつけ加えている<sup>106)</sup>。そもそも収入を得るためにハワイで売春をしているのであり、日本に帰されても、当事者たちにとっては解決にならない（だから人身保護令状を請求してハワイに居住し続けようとしたのだろう）。市民の子供たちを日本に送還する（？）ということは、合衆国で生まれた二世の市民権を侵害することになるが、考慮していない。実際には、人身保護令状を請求したり、裁判の審理が延びたりして、最終的に送還が決定するまでには1～2年のタイムラグがあったので、その間に子供たちのことに関して各自対応したと推測される。裁判所の記録によれば、人身保護令状を請求していた女性たちに最終的な送還命令が下されたのは1916～17年の時期が多いが、彼女たちが日本に帰国してからどうなったのか、それを示す史料は見つかっていない。連邦政府の記録かわらわかるのは、移民官と検察官たちが、合衆国にとって「望ましくない」外国人を排除することに熱心な一方で、個人の事情には関心が薄かったというのである。

### 3. 州レベルでの管理売春をめぐる議論

これまででは、連邦政府と周旋者・売買春女性の関係を検討してきたが、連邦政府による外国人売買春の取締り強化と、本土における管理売買春に反対する社会運動の高まりが、ハワイ準州における性管理をめぐる議論にどのような影響を受けたのか、以下で検討する。

#### 3.1. ホノルル社会調査と「差し止め」法成立を求める運動の高まり (1913～15年)

革新主義時代に合衆国全土で高まった売買春一般に対する運動は、白人奴隷

---

106) Immigration Inspector in Chief Richard L. Halsey to Commissioner-General of Immigration, Oct. 28, 1913, IRNS, Reel 1.

問題の解決に向けた取り組みと、地方自治体による売買春黙認政策の廃止をめざす運動という二つの側面を持っていた。前述のように、連邦政府の政策は、外国人売買春（白人奴隷）を摘発することに主眼が置かれ、これは1910年の移民法改正により具現化され、周旋者・売買春女性が処罰・送還された。しかし、州内で行われる売買春は州の管轄であり、売買春産業それ自体に決定的な打撃を与えることはできなかった。そこで、歴史家のケイアが述べたように、1907～13年の時期、改革派の焦点が「人から場所へ」移っていく。特に12年以降、アメリカ社会衛生協会（American Social Hygiene Association）が地元の改革家たちと協力し、悪徳委員会（Vice Committee）を結成し、州政府による「差し止め・排除法」（Injunction and Abatement Bill、以下「差し止め」法案）の成立をめざしていく。それまでの法律は、売買春を行う女性や周旋者を対象にしたが、プライベートな空間（建物の部屋）で行われる売買春は、摘発することが難しい。しかし「差し止め」法は、市民が直接、売春が行われている家屋の差し止めを裁判所に訴えることを可能にする。つまり、市民が摘発のイニシアティブをとれるので、業者と癒着する警察に法律の施行を求める必要がなくなる。また、売買春が行われる家屋の所有者を処罰の対象とすることで、家主たちに対し、自分の所有する建物内で起きていることについてより責任感を持たせ、売買春目的のホテルやアパートの利用を未然に防ぐ効果も期待できる<sup>107)</sup>。こうした利点を見出した改革派、そして州レベルの議員たちの間で「差し止め」法案をめぐる議論が10年代に活性化していく。

ハワイでは、「差し止め」法を求める前段階として、改革家たちはホノルルにおける売買春の実態調査を行った。1912年、未婚の女子学生や勤労女性に安全な宿泊施設を提供してきたカイウラニ・ホーム（Kaiulani Home for Girls）が、全米黒人地位向上協会（NAACP）の初代幹事を務めたフランシス・ブラスコア（Francis Blascoer）をニューヨークから招き、社会問題に関心を持つ地元市

---

107) Mara Laura Keire, *For Business and Pleasure: Red-Light Districts and the Regulation of Vice in the United States, 1890-1933* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2010), 84-85.

民による委員会を結成し、ホノルル社会調査 (Honolulu Social Survey) を開始した。これは、売買春の実態調査を主眼とし、12の委員会を持ち、売買春に従事する女性の民族、売買春の行われる場所、警察や軍隊の態度、家庭や共同体への影響などさまざまな観点から調査を行った<sup>108)</sup>。調査は、12年から1年以上かけて行われ、最終報告書が14年5月に出版された<sup>109)</sup>。委員会の目的は、売買春問題に対する人々の関心を高めることだったが、当時のホノルルにおける売買春の構造的実態を知る上でも、この報告書は役立つ史料である。以下、その調査結果と彼らの提言内容のポイントをまとめる。

報告書は、イヴィレイ地区における売買春の構造的な説明から始まる。売買春に従事する女性の数は52~88名で推移。女性の大半は、夜間だけ、借りた家屋で営業する。調査を行った時点では、107名中82名が日本人、14名がプエルトリコ人、6名がフランス人、5名が合衆国市民だった。しかし、1914年5月に出版された調査書の付記には、近ごろ移民局が日本人女性を送還し、現在は10人のフランス人、2人のプエルトリコ人しかいないとある(後述するように、日本人以外の売買春女性がこの時期に増えた)。イヴィレイで売買春が行われている場所は、安宿 (tenement) やコテージ (cottage) であり、家賃は月に10~12ドルで、「(客を案内する)馬車や自動車ビジネスと密接な関係がある」という。これらは、前述の日本人が経営する安宿やコテージなどを指していると思われる。売買春はイヴィレイ地区外でも行われ、いわゆる路上の客引き (street prostitution) はないが、売買春が行われている家屋が16棟確認されている。女性たちは、性病に罹っていないことを示す証明書を医師から得るよう義務付けられ、週に1回、警察が証明書の確認をしている<sup>110)</sup>。

調査当時、日本人女性が最大のグループであり、その大半は写真結婚によりハワイに連れて来られた女性たちで、また夫に売春を強いられる場合もある、

---

108) Honolulu Social Survey, *Report of Committee on the Social Evil* (Honolulu: Honolulu Star-Bulletin, Ltd., 1914), 3-4.

109) "Segregation of Vice Held to Be Wrong," HSB, June 1, 1914, 2:30 Edition, 8.

110) Honolulu Social Survey, *Report*, 5-6.

と報告している。しかし、日本人の売買春に対する態度は、白人のそれとは異なると説明されている：

（日本人の）女性は、失業した時または仕事のない時にこの種の仕事をを行う。家の借財や財政問題により、妻が売春で家計を補助することもある。（日本人）間の意見は、こうした種類の行いを批判はしない。（売春する）女性の生活は貞潔を示すもので、体を売ることを強要されるというわけではない。しかし、夫や保護者が自己の利益のために女性に売春をさせている時は、世論は彼を非難する。こうした事実から言えるのは、（日本人は）私たちの国とは異なる道徳的な規準を持つ、ということだ<sup>111)</sup>。

当時、合衆国のメディアは、売買春を罪悪視しない日本人の態度は、アジア人の「不道徳性」を示すものとしてしばしば批判したが<sup>112)</sup>、この報告書では、「貞淑」を重視するアングロサクソン系の人々の態度と対比して、むしろ好意的に描写されている<sup>113)</sup>。

軍隊と売買春の関係についても述べている。ハワイには約8,000人の陸海軍の兵士がおり、軍当局の関心は「兵士の健康」であり、彼らを病気から守ることである。兵士に感染予防薬（prophylactic）を与え、（性交後に）使用することを奨励し、病気が判明すると隔離・処罰する。しかし、「若く、活力があり、独身である」兵士たちは、一般的には、「よい行動と自制心の模範」であり、「星条旗とユニフォームの評判を保つことを信じている」。したがって、性「悪徳」の増加と兵士の存在には直接の関係はない、と分析している。また、レイプの事例もほぼない<sup>114)</sup>。しかし、兵士たちは感染予防薬を一般的には使用

111) Honolulu Social Survey, *Report*, 8.

112) Kazuhiro Oharazeki, *Japanese Prostitutes in the North American West, 1887-1920* (Seattle: University of Washington Press, 2016), 100.

113) この点については、宮本氏がすでに指摘しており、参考にさせていただいた：宮本、「必要悪か社会悪か」、44頁。

114) Honolulu Social Survey, *Report*, 10-11.

しておらず、性病に罹患した兵士は、「軍の処罰を免れるために町の医者に相談する」のが現状であるという。また、イヴィレイの女性たちは、検査を義務付けられているものの、実際には受けておらず、それがホノルルで性病が増えている理由の一つとして挙げられている<sup>115)</sup>。

これらの「社会悪」(social evil) に対して、委員会は主に2つの対策を提案する。1つは、既存の法律(客引きや迷惑行為を禁じる州法や市の条例など)を徹底して施行すること。これは、売買春を罰するための法律があるにも関わらず、市当局や警察が売買春を黙認していることに対する批判を含んだ提案だが、興味深い点は、「人間の発達现阶段では、密売淫を完全になくすことを期待すべきではない」という認識を示し、性欲の存在とそれを満たす売買春の必要性を否定してはいない点である。「社会悪が、賭博や窃盗と同様に見えなくなれば、共同体は大きく前進する」と述べ、警察は社会悪を効率的に「抑制」すべきであると主張する。2つ目の提案は、「差し止め」法案の成立である。これは、売買春が行われている家屋を見つけたら、「迷惑行為」(nuisance)として市民が家屋の差し止めを裁判所に要求できるというものであり、警察ではなく、市民にイニシアティブを持たせることがポイントである。ふりかえれば1902年、運動家たちは「柵地」付近の教会と協力し、迷惑行為(と売買春による地価の低下)を巡回裁判所に訴え、判事は柵地の閉鎖命令を出した<sup>116)</sup>。10年代に「差し止め」法案が浮上した背景には、そうした前例があったのである。さらに当時、合衆国本土の諸州において「差し止め」法案の成立を目指す市民運動が広まっていたことも重要である。委員会は、報告書のなかで、ワシントンD.C.やアイオワ州における「差し止め」法の成立とその成果を説明し、警察に頼らず市民が裁判所に対し法の施行を求めることを可能にする「差し止め」法は、「警察の収賄を現実的に不可能なものにした」と主張する<sup>117)</sup>。市当

---

115) Honolulu Social Survey, *Report*, 13.

116) "Iwilei Closed by Injunction Today," EB, June 24, 1901, 1; "Iwilei is Suppressed by Private Initiative," *Honolulu Republican*, June 25, 1901, 1.

117) Honolulu Social Survey, *Report*, 31-33.

局に対し既存の法律による売買春関連行為の摘発を求める一方で、本土の運動にも学びながら、性に対する寛容なハワイ社会の態度を改革しようとしたのである<sup>118)</sup>。

管理売春反対運動の高まりを受けて、1913年4月、準州知事フリア (Walter F. Frear) が草案した「差し止め」法案 (Senate Bill No.133) が、ハワイ準州上院に提出された<sup>119)</sup>。しかしその直後、管理政策を法制化 (売買春女性の登録と定期健診を義務化) する143法案 (Senate Bill No.143) を反対派が提出した<sup>120)</sup>。地元の改革派は、早速「差し止め」法案の可決に賛同の意を表した。日本に宣教師として滞在したこともあるスカダー牧師は、「我々ホノルル市民はどちらに向かうべきか? 啓発された (enlightened) アメリカの方法をとるか、後ろを

118) 1910年代、全米の各都市では、セツルメント運動家・ジャーナリスト・牧師・宣教師などによって数多くの改革団体が作られ、社会調査が行われた。ホノルル社会調査委員会の活動は、そうした調査報告書の一つである。報告書のリストは以下の史料を参照：Joseph Mayer, *The Regulation of Commercialized Vice: An Analysis of the Transition from Segregation to Repression in the United States* (New York: Klebold Press, 1922), 52-53。これらの調査は、科学的な姿勢と実態調査を重視し、政府・警察に対して具体的な提言をすることが特徴である。1906年、アメリカ純潔協会 (American Purity Alliance) の支部が全米自警団協会 (National Vigilance Committee) を設立し、1912年にアメリカ自警団協会 (American Vigilance Association) と改名し、その後アメリカ性衛生協会 (American Federation for Sex Hygiene) と合体し、1913年にアメリカ社会衛生協会 (American Social Hygiene Association) が設立された。つまり、社会調査運動は、社会純化運動と社会衛生運動が次第に結びつきを強めていくなかで高まった運動である：Pilely, *Policing Sexuality*, 31。

119) “‘Red-light’ Bill Goes in before Senate,” HSB, April 10, 1913, 2:30 Edition, 1; Hawaii Legislature, Senate, *Journal of the Senate, 1913* (Honolulu: Paradise of the Pacific, 1913), 939。

120) 133法案はフリア知事により草案され、ベイカー上院議員 (David K. Baker) が提出したもののだが、7日後に143法案を提出したのもベイカー議員である：Hawaii Legislature, Senate, *Journal of the Senate, 1913*, 1071。その理由は明らかではないが、『Bulletin』誌によれば、彼が「法案 (S.B.133) を出してから考え方を変えた」という：“New ‘Red-light’ Bill Would Legalize Commercial Vice,” HSB, April 17, 1913, 2:30 Edition, 1。『Bulletin』誌主筆アレン (Riley Allen) が指摘するように、港町ホノルルの特殊状況 (膨大な男性の性欲を満たす必要性) を考慮し、指定地区で売買春を認めることを支持する議員が相当数存在し、そうした意見を反映させたのが143法案だったと思われる：“Shall We Perpetuate a Terrible Failure?” HSB, April 17, 1913 2:30 Edition, 4。

向いて (go backward) 日本に特有の管理政策をとるか」と『*Star-Bulletin*』誌のインタビューで市民に問いかけた<sup>121)</sup>。改革派の集会も開かれ、パラマ・セトルメントの主幹ジェームズ・ラス (James A. Rath)、スカダー牧師、フリア知事の妻など、さまざまな階級の市民が参加した。集会では、「我々の法律に反し、我々の家庭を破壊し、合衆国の領土としての我々の名を汚す」143案に反対し、133法案を支持する決議書を上院に提出する案が採択された<sup>122)</sup>。ハワイで管理売春運動が始まった19世紀末は、キリスト教牧師が運動をけん引していたが、1900年にハワイが準州に昇格し、白人中産階級の住民が増えてくるにつれて、より多様な中産階級で構成される運動に成長していた。さらに、改革家の文言に見られるように、ホノルルが「文明国」合衆国の一部であるという意識が住民の間でより広く共有され、本土における管理売春廃止運動の高まりを受け、ハワイにおける性の慣習を見直す必要性がより強く認識されていた。4月23日、上院の委員会で、143法案は不採択となり、133法案が採択された<sup>123)</sup>。しかし下院では、検討を託された「健康・警察委員会」が、期限までに賛成・反対の報告をせず、審議の機会を失い、成立には至らなかった<sup>124)</sup>。依然として、下院議会では管理政策を支持する勢力が強かったことがうかがえる。

この時期ハワイで「差しとめ」法案が議論されたのは、本土の白人売買春女性  
性がハワイに流入していた事情もある。サンフランシスコでは、19世紀半ばの

---

121) “Many Join in Massmeeting,” HSB, April 19, 1913, 3:30 Edition, 1.

122) “Massmeeting Votes in Favor of Passing Anti-Vice Bill,” HSB, April 21, 1913, 2:30 Edition, 7; Hawaii Legislature, Senate, *Journal of the Senate, 1913*, 1164-65。翌日 (4月22日)の夜には、セントラル・ユニオン教会の男性協会 (Men’s League) の会議に200人が参加し、133法案を支持することが決議された: “Red-Light Bill and Vocational Training Strongly Indorsed,” HSB, April 23, 1913, 2:30 Edition, 2.

123) Hawaii Legislature, Senate, *Journal of the Senate, 1913*, 939, 968, 111, 1138, 1155, 1164, 1199, 1210; “Red-Light Bill is UP,” HSB, April 28, 1913, 2:30 Edition, 1.

124) “Red Light Law May Never Come Out,” HSB, April 29, 1913, 2:30 Edition, 1, 3; “Moral Cowardice,” HSB, April 30, 1913, 3:30 Edition, 4; “‘Jugglery’ Kills Red-light Measure,” HSB, April 30, 1913, 3:30 Edition, 8. House of the Representatives (Journal Committee), *Journal of the House of Representatives of the Seventh Legislature of the Territory of Hawaii, 1913* (Honolulu: Hawaiian Gazette, 1913), 954-55, 958-59, 986-87, 1107, 1110, 1122, 1123.



ゴールドラッシュの時代から、有名な赤灯区（Barbary Coast）で売買春が黙認され、中国人・日本人の売買春も活況を呈したが、地元新聞による反対運動の高まりを受けて、1913年9月、警察がダンスホールの閉鎖と酒場における女性の雇用を禁止し、実質的に売買春行為ができなくなった<sup>125)</sup>。さらに、シアトルなどの西海岸の赤灯区がづぎつぎと廃止されていくと、売買春が容認されているハワイへ本土から流れ込む白人女性の数が急増した。それまでハワイで売春に従事する女性は日本人が最大だったが、12年の連邦政府による摘発で激減し、白人女性が売春産業の中心となっていた。しかし、流入した女性たちは合衆国市民、あるいは結婚により市民権を得ることができた白人の外国人女性だったので、連邦法で処罰することができず<sup>126)</sup>、州当局が黙認するかぎり、売春に従事できたのである。こうして売買春が再び活況を呈するなかで、家主を処罰するための新たな法整備の必要性が認識されたのである。

1915年に入り、「差し止め」法運動が再び盛り上がる。同年3月、セントラル・ユニオン教会の男性協会（Men's League）の会議には150人が参加し、近日議会に提案される「差し止め」法案を議論した。前知事フリアは、この法案がモデルにしたアイオワ州やワシントンD.C.の「差し止め」法を「最も満足のいく方策」と称賛し、市民が「合理的な容疑」のみで（証拠なしに）裁判所に摘発を求めることができる利点を強調した<sup>127)</sup>。『Star-Bulletin』誌主筆のアレンは、社説で「肉欲から利益を得て太る家主」を特に攻撃し、（州の）現行法に違反しても、彼らには罰金を支払う余裕があるので影響を受けない、と指摘した。そして「差し止め」法の良い点は、「不快な生き物を攻撃するのに有効なだけでなく、普通の市民に自分には何ができるのか、自覚させられる」こと

125) Herbert Asbury, *The Barbary Coast: An Informal History of the San Francisco Underworld* (New York: Basic Books, 2008 [1933]), 299-306.

126) 連邦地裁検察官のトンプソン (J. Wesley Thompson) は、本土から流入する合衆国市民の女性は、外国人娼婦を標的とする連邦法では処罰できないので、売春行為を阻止することができないと指摘した：“Wadman Urges Action to Stop Illicit Influx,” HSB, December 30 1914, 2:30 Edition, 1.

127) “Matters of Vital Import Discussed by League of Men,” HG, March 16, 1915, 3.

であるとし、市民自身がハワイ社会のあり方を考えて行動する必要性を主張した<sup>128)</sup>。20世紀転換期のアメリカで高まった革新主義運動は、教育を受けた中産階級市民がけん引し、市民のイニシアティブが重視されたが、ハワイの管理売春反対運動でも、幅広い中間層の市民（キリスト教牧師・ソーシャルワーカー・政治家・婦人会など）が重要な役割を果たすようになっていた。

しかし1915年の4月、上院に提出された「差し止め」法案（Senate Bill No.99）は、検討委員会の第3回目の会議で投票に付された結果、6対8で廃案となった<sup>129)</sup>。この法案に反対したコーク議員（James L. Coke）は「領土の最良の利益のために投票した」と述べ、売買春が行われている家屋から500フィート以内の住人に、「差し止め」命令の発行を裁判所に求めることを可能にする同法案は、単に売買春を拡散させるだけで、状況を改善することにならない、とサンフランシスコとワシントンD.C.の事例を示して主張した。また、ハワイには兵士が約10,000人いることを指摘し、現実には全ての「犯罪」をなくすことは困難であり、「人間が何の過失も犯さず、人間的な情欲を持たなくなるまではそのような至福の時代は実現できないだろう」と反対票を投じた理由を述べた<sup>130)</sup>。13年の場合と同様、議員の間では、港町ホノルルの特殊な状況の下で、管理政策廃止に踏み切ることに對する不安は強かった。特に懸念されたのは、駐屯する兵士たちの増加と、彼らの性管理の問題である。

### 3.2. 軍隊と市政、日本人買春、改革運動との関連

19世紀後半以降、砂糖農園で働く労働者がハワイで増加するとともに、売春に従事する女性の数も増加した。常に女性の割合が低いハワイ社会では、労働者たちの性的欲求を満たす必要悪として売買春を認めざるを得ない、という考え方が、売買春の黙認を支持する人々の意見の根幹をなしてきた。しかし、1900年にハワイが合衆国の準州に昇格した後は、合衆国軍の兵士と売買春の関

---

128) “The Weapon Needed to Fight Vice,” HSB, March 22, 1915, 2:30 Edition, 4.

129) “Senate Kills Red Light Bill by 8 to 6 Vote,” HSB, April 8, 1915, 3:30 Edition, 1.

130) “Chance to Save Red-Light Bill All Gone Now,” HSB, April 9, 1915, 3:30 Edition, 2.

図3. ハワイの産業別労働者数, 1900~20年

業 種	1900	1910	1920
農業	55,931	54,742	54,803
林業・漁業	1,194	1,587	1,441
鉱山業	36	282	169
製造業	8,205	15,345	18,194
交通・コミュニケーション	6,850	6,723	7,781
貿易		5,831	7,343
兵士・海兵	<b>245</b>	<b>1,608</b>	<b>4,366</b>
公務員		1,234	1,916
専門職	1,742	2,601	4,117
家政業	6,391	9,434	8,466
事務職		1,807	3,286

〔出典〕 Schumitt, *Historical Statistics of Hawaii*, 122.

係が問題になった。ハワイにおける兵士の数は着実に増え、特に第一次世界大戦（1914~18年）の時期、オアフ島中西部に位置するショフィールド・バラックス基地（Schofield Barracks）に駐屯する兵士の数が急増した。図3.にある通り、常勤している兵士の数は、10年の1,608人から20年の4,366人へと増えた。これに加えて、一時寄港する兵士・海兵もいたので、地元の改革家などが指摘したように、1910年代を通じてホノルル市内には、8,000~10,000人程度の兵士が常に居住していたと思われる<sup>131)</sup>。

軍部は、表向きには売買春に関与することを控えていたが、1911年頃から兵士の間で性病罹患者が増えるにつれ、女性の取締りを警察に求め始めた。11年3月13日、警察は32名の売買春女性（日本人20名、プエルトリコ人7名、フランス人3名、ポルトガル人2名）を逮捕したが、『*Star*』誌によれば、これに先駆けて、フォート・シャフター（Fort Shafter）米軍基地の司令官から、兵士の間で病気が増え、イヴィレイにその原因があるとする報告書が警察に提出さ

131) Honolulu Social Survey, *Report*, 10-11; “Chance to Save Red-Light Bill All Gone Now,” HSB, April 9, 1915, 3:30 Edition, 2.

れており、今回の逮捕はそれへの対応であったという<sup>132)</sup>。翌日、警察法廷でライマン判事は女性たちに「治安紊乱」(disorderly conduct)で5ドルずつ罰金を科し、さらに日本人女性たちに対して「(再び)治安紊乱行為をしたり、健康状態が悪かったらまた逮捕する」と警告した<sup>133)</sup>。これ以後、軍部は売買春女性の性病管理に関心を高める。5か月後、11年8月の『日布時事』によれば「三四ヶ月前よりシャフター兵営軍医の注意により毎週月曜日<sup>けんぱい</sup>検査を執行する事」とあり、「甲ドクトル」という日本人医師が担当で、料金は1回1.25ドルだった。しかし検査料が割高なので、別の日本人医師に診断してもらう女性もいたが、警察と担当医師は、所定の医師による検査を受けるよう女性たちに「厳達」したという<sup>134)</sup>。このように10年代初頭から、軍隊と警察の間で性管理に関する協力関係が徐々に築かれ、非公式の定期検診が行われていたようである。

1910年代の中頃、日本人の売買春女性が減少し、白人売買春女性と兵士の数が増加するにつれ、本土における人種問題がハワイに持ち込まれるようになった。例えば、16年1月14日の夜、黒人兵士で構成される歩兵隊のパーティーが催された。その終了後、イヴィレイ地区に移動した兵士たちがけんかをはじめ、暴動に発展した。そもそもの原因は、『*Star-Bulletin*』誌によれば、「(売買春)女性たちが(黒人)兵士たちの相手をするを拒否したこと」だったという。同紙は暴動の様子を以下の様に描写する：

---

132) “Army Authorities Want Better Iwilei Conditions,” HS, March 13, 1911, 1; “Daily Grist in Police Court,” EB, March 13, 1911, 2; 「醜窟大検拳後聞」, 『日布時事』, 1911年3月14日, 2頁。

133) この時、同席していた三田村医師は、女性たちの健康に関する証明書(検査済を示す診断書?)を提出したという: “Twenty Women Fined \$5 Each,” HS, March 14, 1911, 8; “Personalities,” EB, March 14, 1911, 3.

134) 「検査の暗闘」, 『日布時事』8月24日1911年, 4頁。

兵士たちは暗くなった家屋に突進し、窓やドアを乱打し、居住者をつかみ、外の泥の中に投げ込んだ。そして、家屋内部を破壊し始め、家具をつぎつぎに投げ出した。一瞬にして、イヴィレイは手に負えない暴動の場面へと変わった。兵士たちは家屋に無理やり押し入り、ラナイ（ベランダ）を引き裂き、その木材を使ってドアを打ち破り、女性たちを攻撃した。警察官たちが即座に警告を発し、軍部が即座に対処した。

（中略）この暴動のなかで、女性たちは、黒人兵士を恐れ、窓から飛び出て、他の家の下を這って進み、小道を抜け、警察署に駆け込んだ。（中略）彼女たちは、所持品を全て略奪された。金銭、宝石、衣服を奪われていた。ある女性は、1枚の衣服以外は何もつけずに警察署に来て、他の服は全て襲ってきたニグロ〔ママ〕にはぎ取られていた<sup>135)</sup>。

他の部隊が動員され、イヴィレイが「実質的には戒厳令と同様に軍隊の管轄下に置かれ」、銃剣を持った兵士が地域を取り囲み、市民の立ち入りを規制した。経済的な被害総額は3,000~5,000ドルに上ったという<sup>136)</sup>。日本人が売買春女性を占めていた時は、黒人兵を拒むという事例は確認されていないが、白人女性が増え、本土の売買春産業における人種ヒエラルキーが持ち込まれ、人種差別が原因で暴動が起きる、という状況が生まれたのである。

この暴動の処理については、軍隊がすぐに対応した。第9騎兵隊、第2大隊、第2歩兵隊がすぐに到着し、武装した兵士が地区をパトロールして暴動を鎮静化させた。この時、ホノルル市警察のアッシュ警部は、管轄を超えているということで一切関与せず、軍に処理を一任した。ホノルル市検事ブラウン（A. M. Brown）は、アッシュ警部がすぐに武装した警官を送らなかつたことを批判したが、もう遅いので「軍部の判断でこの事件を調査し、暴動の首謀者を探してもらえばよい」と考えを述べた。さらに、「もちろん市の当局はこの問題を治安紊乱罪で検挙できるが、個人的には、軍部の方が我々よりうまく対処で

135) "Army Probes Soldier Riot," HSB, January 14, 1916, 3:30 Edition, 1.

136) "Army Probes Soldier Riot," HSB, January 14, 1916, 3:30 Edition, 3.

きると思う」と述べ、軍隊の問題として積極的に介入する様子は見られない。翌日、マクダフィー探偵長が被害総額を調査したのみである<sup>137)</sup>。しかし同時に、イヴィレイにおける暴動は、管理政策に対する批判の材料を改革派に与えることになった。『*Star-Bulletin*』誌の主筆アレンは、「イヴィレイ（の売買春）を黙認してきたホノルルでは、赤灯区が常に共同体にもたらす代償—若者の墮落、全ての年代の男女、子供に対する危害—に加えて、暴動、流血の惨事、その他の無秩序が起きることを市民は予測できていた。そして、ホノルルは、市民の権限が及ばない無秩序を鎮圧するために、武装した軍隊が召喚されたのである。それは、自治体であるはずの市にとって好ましいことではない」<sup>138)</sup>。イヴィレイで起きた「無秩序」を、連邦政府軍の介入によってしか解決できなかったことは、ホノルル市の自治能力の低さを露呈することになり、事件の原因となった管理売春の問題に読者の目を向けさせたのである。

しかし現実には、軍部と警察の関係はより強固になっていく。1916年9月、軍がイヴィレイの売買春女性に対し定期検診が始めるという情報を得て、キリスト教牧師・関心のある市民で構成された白人の改革家たちは、市内のハワイアン・トラスト会社のオフィスに集まり議論した。それまで、日本人がイヴィレイの大半を占めていた時代は、日本人医師が定期検診を行い、警察がその証明書をチェックしていたが、今回の新しいシステムでは、フォート・シャプター駐屯地の軍医が検査を行うことになった。ローズ警察署長はこの方策について、以下の様に述べる：「もしホノルルがその場所（イヴィレイ）を廃止するのなら、我々はそうします。しかし、警察の管理下で行われるかぎり、私の役目はそれをできるだけ安全で衛生的にすることです。軍医は、私たちの許可の下に毎週検査をしますが、我々の援助は受けません。我々のすることは、これまでの4年間と変わらず、（イヴィレイの）居住者が証明書を持っているか調べるだけで、その証明書は地元の医師ではなく、軍医から発行されます。これまでは、どの医師の証明書も受け付けてきましたが、これらの証明書が意

---

137) "Army Probes Soldier Riot," HSB, January 14, 1916, 3:30 Edition, 1, 3.

138) "The Price of Iwilei and Booze," HSB, January 14, 1916, 3:30 Edition, 4.

味を持たなくなったので、我々は（違反）に対して強硬な態度をとります」<sup>139)</sup>。性病管理については軍医が責任をもち、警察は証明書の確認をするだけで、積極的には関与していないという姿勢であるが、現実的には、軍隊と警察の協力関係の下、売買春が認可され、一定のルールの下で運営されていたのである。改革家たちはその点を問題視したのである。

翌1916年10月には、市内で売買春が行われている家屋の主たちが、警察に検挙された。これは、警察の改革派に対するリップサービスではなく、イヴィレイ以外の土地での売買春を取り締まるねらいがあった。10月9日の摘発では、日本人の下宿屋（フォート街の「イーグル・ハウス」、同街の「オアフ」、クワイ・レーンの「三山貸屋」、ヌアヌ街の「トロピック」、スクール街の「坂井貸屋」）の経営者たちも逮捕された。この時期までに、日本人売買春女性は少数になっており、これらの日本人経営の下宿屋に滞在していた女性たちは、白人、ポルトガル人、ハワイ人、プエルコ人などだった。『日布時事』によれば、「今回探偵部が俄かに醜業婦狩りを開始せしはフォート・シャフター兵営よりの抗議に基くものにして」、「市内の散娼を残らず狩り立ててこれを絶滅する方針なりと云ふ」とあり<sup>140)</sup>、ホノルル市内やその他の地域で売買春が行われていることに対して、軍当局が懸念していたことがうかがえる。軍の基本政策は、イヴィレイでは女性の検査を徹底して行い、それ以外の土地では兵士が売買春女性と接することを禁じる、というものだった。

逮捕された日本人宿主たちは、州法と連邦法の両方で処罰された。「イーグル・ハウス」を経営するS.山下は、売春宿の経営を罰するハワイ州の刑法（4159条）により刑事告発され、巡回裁判所で裁判が行われた。山下は、宿泊客は一般の労働者（日本人・ハワイ人）であり、男女で泊まる際には夫婦であることを確認（署名）させているので、売春する女性に部屋を貸したという認識はないと主張した。しかし、部屋を借りた3名の女性（白人2名・ハワイ人

139) “Citizens Ready to Fight Iwilei Commercial Vice,” HSB, September 27, 1916, 3:30 Edition, 2; 「醜業婦撲滅運動と警部長」, 『日布時事』1916年9月28日, 5頁。

140) 「醜業婦狩」, 『日布時事』1916年10月9日, 4頁。

1名)の証言により、女性たちが米軍兵士たちと滞在し性的関係を持ったこと、金銭を受け取ったことが明らかになった。山下は有罪となり、100ドルの罰金と60日の懲役を言い渡された<sup>141)</sup>。「三山貸屋」を経営する三山秀二は、10月に日本へ一時帰国し、ハワイに帰ってきた際、移民官により「売春から利益を得た」廉で上陸を差し止められ、審問の上、連邦政府により送還命令が下された。人身保護令状を連邦地裁に請求したが、宿泊した白人女性たちの証言により、彼女たちが男性(兵士やハワイ人など)を一晩5ドルで部屋に滞在させたことが明らかになった<sup>142)</sup>。しかし裁判中の12月、三山は剃刀で首を切り自殺した。裁判中、『日布時事』記事によれば、三山は「鬱々として気分勝れざる風」だったという<sup>143)</sup>。また、貸屋の経営を任されていた三山の内縁の妻タマも、連邦検事により売春から利益を得ていた廉で刑事起訴され、1917年4月に移民局から国外退去命令が下された。人身保護令状を請求したが、連邦地裁で拒否され、第9巡回裁判所に控訴したが、却下された<sup>144)</sup>。

警察はイヴィレイにおける管理売春を一貫して支持したが<sup>s145)</sup>、一般白人社会において管理売春に関する意見は割れていたようだ。1910年代までにイヴィレイは、パイナップル加工工場のほか、肥料・ガス・コンクリート・石鹼・石油精製などの工場が集まる製造業の拠点になっていた。16年11月上旬、これらの

---

141) CM case no. 6420, First Circuit Court (Oahu), Oct.-November 1916.

142) HC Case no. 123, Dec. 1916-Jan. 1917, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno. 三山は、警察裁判所では無罪となっている:「家主二人無罪」、『日布時事』, 1916年11月6日, 4頁。

143) 「西洋剃刀にて首を搔切り三山氏今朝自殺」、『日布時事』1916年12月22日, 4頁。

144) HC Case no. 126, May-Sep. 1917, U.S. District Court (Hawaii), RG21, NARA, San Bruno. タマは第9控訴裁判所で、共和国時代に入国した移民に対して1910年の連邦法は適用できないと主張したが、その法律を制定した意図は、合衆国内で売春に従事した外国人を国外退去にすることであり、入国の時期は問題とならない、と裁判所は判断した: Edward Thompson Company, *Federal Statutes Annotated, Supplement, 1920* (Northport, Long Island, New York, Edward Thompson Company, 1921), 519. これには前例がある。共和国時代に入国したヤマシタ・キミ(前述)も、同年3月に控訴裁判所で国外退去命令を下されている: HC Case no. 2803, Feb. 1916-March 1917, U.S. Circuit Court of Appeals for the Ninth Circuit (San Francisco), RG276, NARA, San Bruno.



会社の経営者たちは、アッシュフォード判事・ホノルル市検事ブラウン・警察署長ローズに、赤灯区を閉鎖することを求める請願書を提出した。売買春は地域の評判と地価を貶めるだけでなく、通勤時に売春宿の前を通る女性従業員へ悪影響を及ぼしており、「工場の近くに売春宿の営業を市が認めることは容認し得ない」と訴えた<sup>146)</sup>。またその一方で、管理売春の必要性を訴える市民も数多く存在し、これと前後して、イヴィレイの存続を求める請願書が650名の署名とともにローズ署長に提出されている。その請願書には、「ここは港町であり、売買春は世界中で行われており、特に港町ではそうです。(売買春は)必要悪であると思われますし、大多数の人にとってもそうなので、今まで通り、警察の厳格な管理の下に継続されるべきです」。もし指定地が閉鎖されたら、「これらの女性と娼婦たちはどこかに住まなくてはいけません。彼女たちが仕事を得て家賃を払うのが難しくなり、その状況では、隠れて仕事を続け、我々の美しい街の至る所に散らばります」と警告した。さらに、駐屯する兵士の存在を挙げて、「彼らの大多数は独身で、妻と子供のいる家庭のやすらぎというものがありません」と指摘し、兵士たちの「単調な生活に刺激を与える多少の娯楽」の必要性を述べた<sup>147)</sup>。行政・議会にこうした意見が寄せられるなかで、州裁判所のアッシュフォード判事は大陪審にイヴィレイの調査を命じた。

---

145) 警察署長ローズは、『日布時事』のインタビューで、以下の様に述べている：「イヴィレイ醜窟の家主に警告を発したるは私娼撲滅委員会及びブレッコン氏の仕事にて警察は一切これに関係せず(○)警察は醜窟が存在せる間は出来るだけ害毒を社会に伝播せざるやうに監督せざる可らず(○)是れ警察の役目なり(○)然れども警察よりイヴィレイの醜業婦を検挙し或は家主を告訴したりするが如きことはなさざる所なり」。指定地での売春は継続の意向である：「イヴィレイは閉鎖されず」、『日布時事』1916年11月4日、4頁。

146) “Businessmen to Send Petition against Iwilei,” HSB, November 9, 1916, 2:30 Edition, 1; “The Case against Iwilei,” HSB, November 11, 1916, 3:30 Edition, 4.

147) “650 ‘Taxpayers’ Urge Retention of ‘Red Lights’” HSB, November 11, 1916, 3:30 Edition, 2。ハワイ議会にも同様の請願書が提出された：“The Case against Iwilei,” HSB, November 11, 1916, 3:30 Edition, 4.

### 3.3. 1916年末の大検挙と売買春女性・「差し止め」法案への影響

1916年11月末、数週間にわたる調査の結果、巡回裁判所大審院はアシュフォード判事に報告書を提出した。報告書では、1) イヴィレイにおける管理政策（定期健診と証明書の発行）が病気の感染拡大を完全に阻止できていないこと、2) イヴィレイの売買春女性は、ホノルル全体で売春に従事する女性の40%程度であること、3) 男性の数が女性の数を大きく上回るホノルルで売買春を撲滅することは不可能であるが、法律を無視するかたちで売買春が黙許されていることにより、いくつもの弊害があること（性的放蕩の増加、青少年に対する誘惑、[法律の不履行による] 犯罪や収賄の増加、売買春の商業化と「白人奴隷」売買の増加、工場労働者への悪影響など）、などが指摘された。大陪審はこの調査結果にもとづき、既存の売買春に関連する法律を徹底して施行することを提案し、これにより、売買春女性の市中への拡散は防げると推測している。病気の蔓延については、医師に性病罹患者の報告を義務づける法律が必要であるとした。また、米国陸軍の高官と面談した結果、「彼らはイヴィレイの存在を容認してはいない」ことが確認された<sup>148)</sup>。この報告を受け、市当局は114名の女性たち（うち日本人29名）を逮捕し、州刑法4199条（「売春婦であること」の罪<sup>149)</sup>）で起訴を開始。売買春目的に利用されている土地・家屋の主である中国人アヒン（Y. Ahin）も逮捕され、刑法4159条（「悪徳の家屋を維持する」罪<sup>150)</sup>）により起訴された<sup>151)</sup>。同時に、連邦検事ヒューバー（Seba. C. Huber）は、女性に付随する男性13名を逮捕し、連邦白人奴隷法あるいは316条（姦通罪）・318条（姦淫罪）による起訴を開始した。これにより、1905年以来、営業を黙認されてきたイヴィレイにおける売買春は再び停止した。

---

148) “‘CLOSE IWILEI,’ Says Grand Jury,” HSB, November 29, 1916, 3:30 Edition, 1-2.

149) 法律（4199条）で、「売春婦」（prostitute）は「会話や行動においてわいせつ、ふしだら、又はみだらである者」と定義され、公序良俗に反する行為が処罰の対象とされている：Territory of Hawaii, *Revised Laws of Hawaii, 1915* (Honolulu: Honolulu Star-Bulletin, 1915), 1474.

150) 具体的には、「売春やわいせつな目的のために悪徳の家あるいは場所を維持・経営すること」と定義されている：Territory of Hawaii, *Revised Laws of Hawaii, 1915*, 1463-64.

逮捕された女性たちのうち108名が有罪となり、13ヶ月の執行猶予中に再び売春に従事した場合は、刑を執行すると申し渡された。しかし、売春を停止された女性たちは、行き場を失い、生計を立てることに苦慮したようだ。1916年12月、『*Pacific Commercial Advertiser*』（以下『*Advertiser*』誌）に匿名の女性「赤灯区の不幸な人」から以下の手紙が寄せられた：

『*Advertiser*』誌の編者の方へ：私はあなたが呼ぶところの「紅の化粧をした女性」の一人です。有名な114人の一人です。赤灯区の女です。

私は働く意思があります。私に仕事をくれますか？あなたでなければあなたの友達の宣教師でもよいですが。あなたが（コラムで）書いていることを証明して下さい。

あなたが私を改心させてくれるならば、女が一人で生活できるよい賃金のつつましい仕事をください。

あなたたちが私たちにしたように、あなたも将来、同じ報いを受けるでしょう。もし神がいるなら、彼があなたを10倍にして罰するのを望みます。

あなたは女性を街に放り出しました。彼女が何を求めているのか確かめることもなしに。少女が一人でどうやってうまくやっっていけるのでしょうか？

あなたたち判事たちは七つの風の様に腐敗していて、あらゆる方角の風になびきます。なぜこれらの改革者になるつもりの人たちは、私たちに（ここから）立ち去るチケットを与えてくれないのでしょうか？

---

151) CM case no. 6411, December 29, 1916. 中国人のアヒン (Young Ahin) は、1914年12月に家屋の建設のためイヴィレイに3エーカーの土地を購入している：“Three-Acre Tract in Red-Light District Sold for \$25,000,” HG, December 25, 1914, 5. アヒンはコメ農園を経営するハワイでは著名な実業家で、孫逸仙（孫文）と同村出身であり、彼の革命を支持し資金を提供していた：“His Friends and Supporters” October 21, 2008, *Dr. Sun Yat-Sen Hawaii Foundation*, <http://sunyatsenhawaii.org/2008/10/21/his-friends-and-supporters/>, 2020年10月28日アクセス；Clarence E. Glick, *Sojourners and Settlers: Chinese Migrants in Hawaii* (Honolulu: Hawaii Chinese History Center and the University Press of Hawaii, 1980), 49.

私たちは働けません。だからその他の手段に頼るのです。そして、あなたは私たちを6ヶ月間監獄に入れるのです。

私はあなたたちすべてを呪います。あなたの娘たちがいつか同じ苦境に陥ることを願います。(あなたたちは)心の汚れた小者、無能な取賄者、改革志望者です。

この手紙が掲載されることを、あなたが恥ずかしく思っていることはわかります。あなたとあなたの友だちたちは、この貧しい虐げられた女があなたについてどう思っているか、一般の人々に知られたくないでしょう。

あなたの魂が地獄に落ちる時を楽しみにしています、必ずいつかそうなるでしょう。その時わたしは別の場所からそれを見えています。これ以上話すのは息を無駄にすることです。私は自分の思っていることを言って満足したかったのです。臆病者。あなたのような人たちは、機会があれば女性の体に寄生して生きる種類の人間です<sup>152)</sup>。

この手紙の女性が、イヴィレイで働いていた女性であるかどうかは不明である。また、彼女自身が書いたのか、他の人に書いてもらったのかもわからない。しかし、こうした苦境は、同時期にサンフランシスコの赤灯区を追われた女性たちが経験した苦境に通じるものがあり、売買春反対運動の本質と問題を捉えている<sup>153)</sup>。一連の管理政策をめぐる議論において、重視されていたのは市民生活に対する売買春の影響であり、女性たちの生活への影響については、司法・行政・改革派・一般市民いずれも大きな関心を示さなかった。

1917年に入り、イヴィレイ以外の土地で売買春が増加したことが報告されるにつれて、「差し止め」法案を求める運動は再び勢いづいた。17年3月、元連邦地裁判事S. ドールを議長とする市民集會が開かれ、元準州知事フリア、現

---

152) "From the Outer Darkness," HG, December 26, 1916, 4.

153) 上記の女性と同様に、1913年、匿名の売買春女性がサンフランシスコの新聞『*San Francisco Bulletin*』に寄稿した一連の手紙がある。近年、それが書籍としてまとめた: Ivy Anderson and Devon Angus, *Alice: Memoirs of a Barbary Coast Prostitute* (Berkeley: Heyday, 2016).

連邦地裁検事ヒューバー、パラマ・セトルメント主幹ラスなどが「差し止め」法案に賛同の意を表した。10年代から行われてきた数々の「科学的な」調査結果にもとづき、黙認システムによる売買春管理の限界、性病蔓延予防の失敗、売買春の商業化の実態が示され、各州における「差し止め」法の成立とその効果（警察の収賄減少や市内での売買春防止実績など）が示された。唯一反対する医師シューマン（Frank H. Schurmann）は、「赤い血の流れる」若い男性たちの「自然な欲求」を満たす必要性を指摘した<sup>154)</sup>。この直後、上院では、クック議員（Geo. P. Cooke）を議長とする健康委員会から「差し止め」法案（Senate Bill No.10）が提出された。反対する議員の間では、現行法の取締まりで十分であり、この法律が成立した結果、家主に対する無責任な告発が増えることを危惧する意見があった。そこで、告発できる人を「郡あるいは郡市のいかなる市民」でなく、売買春が行われている家屋から「1,000フィート以内に家屋を持つ人」に限定する提案もなされたが、それでは新たな売春指定地区が（別所に）生まれるだけであり、原案のままにすることに決まった。さらにいくつかの修正を経て多数決に付され、3月15日、賛成11票・反対4票で法案として上院で可決された<sup>155)</sup>。

1917年4月、法案は下院議会に託されたが、19人の「無期延期」・11人の「反対」票により、議論は無期延期となった<sup>156)</sup>。ここで反対派の議論をリードしたのが、かつては市民連合のメンバーとして管理政策に反対し、「差し止め」法案にも賛同の姿勢を示してきたアンドリュース議員（Lorrin Andrews）であ

154) “Mass Meeting Declares Clearly for Abatement by Injunction Law,” HSB, March 5, 1917, 2:30 Edition, 9; “Law for Abatement of Commercialized Vice Endorsed by Meeting,” HG, March 6, 1917,7.

155) “Amendment to Draw Teeth of Abatement Bill,” HSB, March 10, 1917, 3:30 Edition, 2; “Amendments Rain on Abatement Bill before It Passes,” HG, March 16, 1917,3; Hawaii Legislature, *Senate Journal: Nineth Legislature of the Territory of Hawaii, 1917* (Honolulu: Hawaiian Gazette, 1917), 153, 274-75, 288-89.

156) Hawaiian House of the Representatives (Journal Committee), *Journal of the House of Representatives of the Ninth Legislature of the Territory of Hawaii, 1917* (Honolulu: Hawaiian Gazette, 1917), 398-99, 425, 1041, 1132.

る<sup>157)</sup>。彼は法案を「いかなる国の、法律の本に掲載されているいかなる法案の中でも最も悪意に満ちた危険なものの一つ」とし「無期延期」を求めた。その第一の理由は、すでに売買春を罰する法律 — エドモンド法（姦淫を罰する）や白人奴隷法（外国人娼婦の送還・周旋者の処罰） — があり、「現在の法律は社会の悪徳に関する法律を違反した者を罰するのに十分である」ので新たな法律は必要ない、という立場である。第二に、「差し止め」法の社会的影響の大きさである。彼はこう述べた：「あなたは誰かに家を貸しているとしましょう。あなたの知らない時に、その家で売春が行われているとします。誰かが苦情を出して、（裁判所から）差し止め命令を得ます。（中略）あなたは裁判にかけられます。もし告発者が間違っているとしても、また告発が事実無根だとしても、彼があなたの保釈金を支払ってくれるわけではないのです」<sup>158)</sup>。管理売春反対というアジェンダのもと、改革派は団結し運動を盛り上げてきたが、内部には、現行法による取締りだけでよしとする人も一定数いたわけである。確かに、1915年の準州刑法には、売買春の目的で家屋を維持する者を罰する条項（4159条）があり、警察がそれを徹底して施行すれば、「差し止め」法と同じ効果が得られ、新たな法律を作る必要はない。「差し止め」法は、摘発を市民の手にゆだねるため、多くの家主（著名な市民・議員を含む）が摘発され、財産が強制処分される可能性がある。その不安が煽られ、反対や延期に票が流れたと思われる<sup>159)</sup>。

---

157) “Why Andrews is Changing Front on Abatement Bill,” HSB, April 25, 1917, 2:30 Edition, 1.

158) “Abatement Bill Dies under the Hand of Andrews,” HG, April 27, 1917, 3; “House Virtually Kills Anti-Vice Bill, Andrews Leading Opposition,” HSB, April 26, 1917, 3:30 Edition, 1. 同様の意見は上院でも挙げられていた：“Opposition to Abatement Law Found in Senate,” HSB, March 7, 1917, 2:30 Edition, 1.

159) “Vice Abatement Bill Won’t Be Reconsidered, Say House Leaders,” HSB, April 27, 1917, 2:30 Edition, 4.

#### 4. 合衆国の第一次世界大戦参戦以降のハワイにおける性管理

1917年4月に合衆国が第一次大戦に参戦の意を表明すると、連邦政府では兵士の健康に対する懸念が高まり、陸軍長官ベイカー（Newton D. Baker）は「トレーニング・キャンプ活動に関する委員会」（Commission on Training Camp Activities）を発足させ、社会衛生局（Bureau of Social Hygiene）の一員としてニューヨーク市の「白人奴隷」調査を行ってきたフォスディック（Raymond Fosdick）をその長に任命した。委員会の調査結果は、軍隊内における性病罹患率が上昇していることを示し、この問題への対応として、兵士向けの健康に関する教育（性病とその予防法について）や娯楽のプログラムの充実が図られ、兵営付近の道徳的な環境を改善する必要性が提唱された<sup>160)</sup>。この結果、17年7月、陸軍省（War Department）は、選抜徴兵法（Selective Service Act）の第13条により、兵営付近での売買春を防止するため、「不道徳な目的」のために兵営付近に立ち入ること、軍の施設から「5マイル以内の不道徳な家屋、売春宿、みだらな家の設置」を禁じ、違反者は1,000ドルの罰金あるいは12ヶ月以下の懲役に処するとした<sup>161)</sup>。

こうした連邦政府の動きに呼応するように、ハワイでも兵営付近における風紀改善の動きが強まった。イヴィレイ閉鎖後に周辺地域で売買春が増えていると連邦政府執行官からの指摘を受けて、1917年9月、巡回裁判所のヒーン判事（William H. Heen）は、大審院に対し「市中の商業化された悪徳の徹底的な調査」を命じ、売買春の増加がイヴィレイの閉鎖によるものなのかを調べ、「法を犯した全ての者を起訴」するよう命じた<sup>162)</sup>。『日布時事』によれば、18年1

160) CTCA の調べでは、性病罹患率は1917年初頭に白人兵士間で24%（240/1,000）、黒人兵士間で63.5%（635/1,000）だったという：Pliley, *Policing Sexuality*, 120; Allan M. Brandt, *No Magic Bullet: A Social History of Venereal Disease in the United States since 1880* (New York: Oxford University Press, 1985), 59-70.

161) U.S. War Department, *General Orders and Bulletins, Bulletin No. 45* (Washington D.C.; Government Printing Office, 1918), 3; Pliley, *Policing Sexuality*, 127.

162) “Probe of Commercialized Vice is Ordered by Court,” HSB, September 24, 1917, 2:30 Edition, 1:「散娼婦増加の調査方を命ず」, 『日布時事』1917年9月25日, 2頁。

月、大審院は「醜窟閉鎖後一時は依るにイヴイレイ醜窟閉鎖後一時は外観上総ての醜業婦を駆逐し去りし如きくなるも、その実彼等は市内到る処に其の居を構へ、カIMUMキ、マキキ、マノア等の重なる住宅区域にまで侵入し、その他市内の貸長屋、日本人の湯屋等にて媒合を為す者あり、別に亦自動車運転手の内此等の醜業婦と結託して、其の醜業を営む者多く其の結果市内に於ける花柳病の流行は驚くべき程にて（中略）」と報告した<sup>163)</sup>。同月、陸軍のウィッサー准将（John P. Wissar）は、市内で売買春女性の活動と酒類の密売が増加していることについて、この状態が続けばホノルルへの兵士の立ち入りを禁じる必要がある、とフォルン市長に警告書を送っている。その直後、陸軍・市当局・連邦政府の役人による会議が開かれ、売買春女性・ヒモ・酒密売者を摘発する計画が練られた<sup>164)</sup>。その後、18年2～3月にかけて、警察は兵営の5マイル以内で売春に従事する女性たちを続々と逮捕し、連邦地裁は女性たちを刑事起訴し、罰金あるいは懲役を課した<sup>165)</sup>。

ハワイの軍部は、こうした地元警察や連邦地裁による売買春女性の摘発を評価した。1918年2月末、商工会議所で開かれた地方行政委員会の会合で、警察署長ローズは、ウィッサー准将から送られたメモを読み上げ、少将が「市当局が行った浄化運動について満足している」と報告し、「（警察の）良い仕事が改善を伴い続けば、軍当局が積極的な対策を施すことなく、この件は市当局に委ねられるだろう」と述べたという<sup>166)</sup>。同年4月、米陸軍のメリアム参謀長（Henry C. Merriam）は、『*Hawaiian Gazette*』誌のインタビューに対し、「市当局による悪徳の浄化運動は、陸軍に関しては、満足する成果を残しており、我々には、その仕事ぶりについて何も批判する点はない。しかし、当局は（そ

---

163) 「市内各所の醜業婦跋扈」、『*日布時事*』1918年1月12日、1頁。

164) 「一般住民に対するの警告」、『*日布時事*』1918年1月23日、1頁；“Definite Steps Take to Drive Vice from City,” HG, January 25, 1918, 3.

165) 「醜業婦罰金一百弗」、『*日布時事*』1918年2月9日、3頁；「醜業婦罰金一百弗」、『*日布時事*』1918年2月29日、3頁；「醜業婦は入牢九カ月」、『*日布時事*』1918年3月27日、4頁。

166) “Wissar Satisfied with ‘Clean-Up,’” HG, February 26, 1918, 3; “White Violators Heavily Punished,” HG, April 30, 1918, 4.



の仕事ぶりを) 継続しなければならない」と述べた。さらに「非公式の(商工会議所の特別委員会への) 報告書によれば(浄化) 運動での警察と軍部の協力は着実に進んでいる」と同誌は伝えた<sup>167)</sup>。軍部は、表向きには、売春する女性たちと買春する兵士の存在を認めなかったが、兵士の性病罹患率を抑えるために、警察に圧力をかけて売買春女性たちの管理を厳格化したのである。

第一次大戦中に成立した軍部と警察の関係は、その後も継続した。1920年代は、兵士のさらなる増加とともに、兵営5マイル以外の土地での売買春は継続し、客をホテルに送迎する運転手やマッサージ店(「按摩屋」)が摘発されるなど、地下化が進行していたようだ。この時期になると、日本人女性に関する記事は激減し、売春の担い手が白人女性とプエルトリコ人になる。歴史家のグリアによると、1930年代、特にガブリエルソン警察署長(William A. Gabrielson)が就任した32年以降、非公式の管理体制が徐々に成立し、同年、ウェルズ将軍(Briant H. Wells)が警察に売春の管理を依頼し、陸軍・海軍と協力することに警察が同意したという<sup>168)</sup>。このシステムの下では、市内の特定のホテルで売買春が黙認され、ただしそこでは酒類の販売は禁止され、女性はその家屋にのみ居住し、外出は禁じられた。米艦隊がホノルルに寄港する際は、売買春女性たちが本土から押し寄せ、ハワイ到着後、警察署で写真と指紋を取られ、6ヶ月の営業を許された。しかし、終了後は本土に帰ることを義務付けられたという。39年には、警察・衛生局・米軍の間で、営業を許可されている場所以外での売買春は協力して取り締まる、という方針が再確認された<sup>169)</sup>。

1941年の太平洋戦争開始後は、ハワイに駐屯する兵士が急増し、200人の女性が50,000人の兵士を相手にするということが常態となったが、売買春女性に対する行動の制限はさらに厳格化し、彼女たちのワイキキ・ビーチやバーなどの立ち入りはもとより、資産の所有、兵士との結婚、ダンスをする場所への立ち入りも禁じられた。しかし一方、42年12月、行動制限の廃止を訴える売買春

167) "Army is Satisfied with Clean-Up Work," HG, April 5, 1918, 3.

168) Greer, "Dousing," 185-86.

169) Greer, "Dousing," 188.

女性たちによるストライキが勃発し、また43年からは、売買春の拡大と市民生活への影響を懸念する市民の要望や批判が増えた。そしてついに44年9月、準州知事スタインバック (Ingram M. Stainback) はホノルルの登録売春宿の閉鎖を命じ、ここにハワイにおける管理売春の歴史は一応の終わりを告げた<sup>170)</sup>。

## おわりに

20世紀初頭の合衆国における性管理の歴史において、ハワイはどのように位置づけられるのか。ハワイの顕著な特徴は、「差し止め」法案が可決せず、第二次大戦末期まで、一貫して黙認政策をとり続けたことである。新しく領土となり、合衆国のアジアにおける戦略的な足掛かりとして、軍隊と多数の兵士が常に存在していたこと、砂糖と果物栽培を基盤とする経済構造のなかで、膨大な数の労働者が働いていたこと、この2つがその構造的な要因である。1919年の時点で、「差し止め」法案が可決しなかった州は48のうち4つ。その一つのネバダ州も、採鉱業を基盤とする男性人口が多い地域であり、売買春業の地元経済に対する貢献度が高く、20代以降は観光業の一部として商業化した。これまでの革新主義時代史の研究では、主として売買春反対運動における改革者・移民排斥者・女性活動家・宗教家・政策立案者・政府官吏・ジャーナリストの言説が分析されてきたが、売買春の商業的・産業的側面に注目した研究は少ない<sup>171)</sup>。大多数の州で黙認体制が廃止されるなか、ハワイでは、道徳や市の名誉よりも、経済の発展と兵士の健康という2大要因が優先された。特に、兵士の健康管理と性の問題に関して軍隊と政府が果たした役割は見逃せない点であり、これは、その他の合衆国の領土 (フィリピンやプエルトリコなど) における兵士相手の売春、あるいは日本の海外植民地 (朝鮮半島や満州地方) における管理売春政策の発展と売買春女性が増えた要因を検討する際にも、重要な比較のポイントになる<sup>172)</sup>。

---

170) Greer, "Dousing," 192-97.

171) この一般化に対する重要な例外として、Keire, *For Business and Pleasure*.

1900年以降のハワイにおける性管理の歴史において、日本人売買春はどのような役割を果たしたのか。日本人の売買春は、ハワイ共和国時代の1890年代以降に増え、1900年に「柵地」が建設された後は、ハワイにおける売買春の中心的な担い手となり、ハワイ社会の秩序安定のため、市当局もその存在価値を認め、営業を黙認した。この方針の背景には、良家の子女と「悪い女」に分けてその存在を許容する白人中産階級のヴィクトリア朝理念が内包する性の二重基準があり、売買春を指定地に抑え込みたい市当局と、一般市民の生活を売買春の悪影響から守ろうとした市民団体に、共通して見られた傾向だった。日本人がハワイにおける売買春産業で主たる担い手になった理由には、ハワイの民族集団のなかで人口が最大であったこと、アジア人労働者間で性サービスに対する大きな需要があったこと、がある。しかし、当時の日本人移民社会には、性サービスを含む労働（売買春女性だけでなく芸妓による接待業も含む）を一つの職業として許容する傾向があった、ということも認識しておく必要がある。当時の日本語新聞記事では、州法・連邦法に違反して摘発された男性や、売春から間接的に利益を得て告発された地主などは、女性の労働に寄生したり暴力行為を働かなければ、しばしば同情のまなざしで描かれた。また、女性たちが売春を始めた経緯や家族（夫・両親）との関係などはさまざまであり、英語メディアで描かれた「奴隷少女」(slave girl)、「白人奴隷斡旋者」(white slaver)、「悪徳業者」(vice operator)などのイメージにあてはまらない。これらの複雑な日本人売買春の実態を垣間見ることもできた。

筆者はこれまで、北米とハワイというアングロ・アメリカ系が支配的な階級となった地域における日本人売買春を研究してきたが、それをふまえて、日本の海外勢力圏（朝鮮・満州地方など）における公娼制度と比較して得られた知見もある。勢力圏では、日本の政府や警察が女性を正式に登録して管理し、ハワイ・北米では警察が非公式に管理（黙認）したという点で、両社会における

---

172) 寺見元恵、「第2章 マニラの初期日本人社会とからゆきさん」、池端雪浦・寺見元恵・早瀬晋三『世紀転換期における日本・フィリピン関係』（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、1989年）、42-44頁。

売買春に対する社会的な態度の違いはあった。一方で、公式・非公式の違いはあるが、政府にとって性病罹患率を抑える（兵士の健康維持）ことが大きな関心ごとであり、そのために取締りや検査を行った、という点では同じである。また、戦時には、兵士の健康を守るための性管理が強化した、という点も共通している。さらに、ハワイ・北米の場合、さまざまな要因（反対運動の高まりや需要の低下など）により、大半の州で性管理政策が廃止されたが、仕事を失った女性に対する社会のまなざしは厳しく、官憲はその受け入れ態勢を整えることに熱心ではなく、市民生活や兵士の健康を優先し、非公式に定期健診を義務付け、外国人の売買春女性を排除（国外退去）した。女性たちは、社会の安定のために一時的に必要悪として許容されても、その必要性がなくなれば社会から排除されたという点では、アングロ・アメリカ地域でも、日本の勢力圏においても同じである。それはつまり、売春に従事する女性は、両地域において社会の「正当な」成員として見られなされず、「使い捨て」にされたということでもある。ハワイ・北米以外にも、アングロ・アメリカ系が支配的な階級となった太平洋の地域で、日本人女性が売春に従事した事例が他にもある（フィリピン・アラスカ・シンガポール・オーストラリアなど）。今後のさらなる実証的な比較研究により、類似点・相違点をより可視化していきたい。

## 参考文献

- Anderson, Ivy and Devon Angus. *Alice: Memoirs of a Barbary Coast Prostitute*. Berkeley: Heyday, 2016.
- Asbury, Herbert. *The Barbary Coast: An Informal History of the San Francisco Underworld*. New York: Basic Books, 2008 [1933].
- Brandt, Allan M. *No Magic Bullet: A Social History of Venereal Disease in the United States since 1880*. New York: Oxford University Press, 1985.
- Civic Federation of Honolulu. *Report in Reference to Proposed Government Regulation of the Social Evil*. Gazette Publishing Co., April 1905.
- Committee of Fifteen. *The Social Evil: With Special Reference to Conditions Existing in the City of New York*. G. P. Putnam's Sons, 1902.
- Cott, Nancy. *Public Vows: A History of Marriage and the Nation*. Cambridge: Harvard University Press, 2002.

- Greer, Richard A. 1973. "Collarbone and the Social Evil." *Hawaiian Journal of History* 7, 3-17.
- . 2000. "Dousing Honolulu's Red Lights." *Hawaiian Journal of History* 34, 185-202.
- Edward Thompson Company. *Federal Statutes Annotated, Supplement, 1920*. Northport, Long Island, New York, Edward Thompson Company, 1921.
- Glick, Clarence E. *Sojourners and Settlers: Chinese Migrants in Hawaii*. Honolulu: Hawaii Chinese History Center and the University Press of Hawaii, 1980.
- Gardner, Martha. *The Qualities of a Citizen: Women, Immigration, and Citizenship, 1870-1965*. Princeton: Princeton University Press, 2005.
- Hawaii Legislature. *Journal of the Senate, 1913*. Honolulu: Paradise of the Pacific, 1913.
- Hawaiian House of the Representatives (Journal Committee). *Journal of the House of Representatives of the Seventh Legislature of the Territory of Hawaii, 1913*. Honolulu: Hawaiian Gazette, 1913.
- Hawaii Legislature. *Senate Journal: Ninth Legislature of the Territory of Hawaii, 1917*. Honolulu: Hawaiian Gazette, 1917.
- Hester, Torrie. *Deportation: The Origins of U.S. Policy*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2017.
- Immigration Commission. *Importing Women for Immoral Purposes: A Partial Report from the Immigration Commission on the Importation and Harboring of Women for Immoral Purposes*. Government Printing Office: Washington, D. C., 1909.
- Honolulu Social Survey. *Report of Committee on the Social Evil*. Honolulu: Honolulu Star-Bulletin, Ltd., 1914.
- Keire, Mara Laura. *For Business and Pleasure: Red-Light Districts and the Regulation of Vice in the United States, 1890-1933*. Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2010.
- Ling, Huping and Allan W. Austin. *Asian American History and Culture: An Encyclopedia*. New York: M. E. Sharpe, 2010.
- Mayer, Joseph. *The Regulation of Commercialized Vice: An Analysis of the Transition from Segregation to Repression in the United States*. New York: Klebold Press, 1922.
- Oharazeki, Kazuhiro. *Japanese Prostitutes in the North American West, 1887-1920*. Seattle: University of Washington Press, 2016.
- Pilely, Jessica R. *Policing Sexuality: The Mann Act and the Making of the FBI*. Cambridge: Harvard University Press, 2014.
- . "Trafficked White Slaves and Misleading Marriages in the Campaigns Against Sex Trafficking, 1885-1927." *Federal History* (2019): 60-82.
- Schmitt, Robert C. 1977. *Historical Statistics of Hawaii*. Honolulu: University Press of Hawaii.
- Tanaka, Kei. "Marriage as Citizen's Privilege: Japanese Picture Marriage and American Social Justice." *Nanzan Review of American Studies*, 31(2009): 131-50.

- Territory of Hawaii. *Revised Laws of Hawaii, 1915*. Honolulu: Honolulu Star-Bulletin, 1915.
- Thwing, E. W. *Shall Honolulu Continue to Oppose Public Vice?* (1908), Hawaii Mission House Archives.
- U.S. Department of Labor, Bureau of Immigration. *Report of Commissioner General of Immigration, Fiscal Year Ended June 30, 1914*. Washington D.C.: Government Printing Office, 1915.
- U.S. War Department. *General Orders and Bulletins, Bulletin No. 45*. Washington D.C.; Government Printing Office, 1918.
- 大原関一浩 2019 「ホノルル芸妓組合についての一考察：1910年代の日本語新聞記事の分析を中心に」『撰大人文学』26号, 45-70頁。
- 「併合後のハワイにおける性管理 — 性管理体制の成立と準州・連邦政府による日本人売買春の摘発 —」, 『国際文化論集』34巻2号 (2020), 227-79頁。
- 寺見元恵 「第2章 マニラの初期日本人社会とからゆきさん」池端雪浦・寺見元恵・早瀬晋三『世紀転換期における日本・フィリピン関係』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 1989年, 37-65頁。
- ハワイ報知 「フレッド牧野金三郎氏の伝記－ハワイ報知社を通じて社会に貢献－～その2」*Discover Nikkei*, <http://www.discovernikkei.org/ja/journal/article/3708/>, 2020年9月3日アクセス。
- 宮本なつき 2013 「必要悪か社会悪か? : 20世紀転換期ハワイにおける売買春をめぐる状況」『移民研究年報』19, 39-49頁。